

市 税 概 要

(平成29年度)

東 村 山 市

平成29年度市税概要 目次

I	市の概要	
	1. 位置及び面積	1
	2. 市制	1
	3. 市の形態	1
	4. 人口の推移	1
II	財政	
	1. 一般会計決算	2～3
	2. 一般会計当初予算	4～5
	3. 一般会計の歳入額における市税の割合	6
III	事務関係	
	1. 税関係部署の事務分掌	7
	2. 組織図	8～9
IV	市税	
	1. 市税の税率の推移	10～11
	2. 市税の予算・調定・収入等の推移	12
	3. 市税の構成（決算）	13
	4. 市民一人当たりの市税	14～15
V	個人市民税	
	1. 個人市民税の概要	16～19
	2. 個人市民税所得割額の推移	20～21
	3. 個人市民税課税標準額段階別の所得割推移（所得区分別）	22～27
	4. 個人市民税課税標準額段階別の均等割推移（所得区分別）	26～27
	5. 個人市民税課税標準額段階別の推移（年度別）	28～33
	6. 個人市民税課税標準額段階別の推移（分離課税分の年度別）	34～39
	7. 個人市民税調定額（現年課税分）の推移	40
VI	法人市民税	
	1. 法人市民税の概要	41～42
	2. 法人市民税調定額の推移	43
VII	固定資産税・都市計画税	
	1. 固定資産税・都市計画税の概要	44～46
	2. 固定資産税・都市計画税調定額	47
	3. 土地概要	47
	4. 家屋概要	48
	5. 償却資産概要	48
VIII	軽自動車税	
	1. 軽自動車税の概要	49～50
	2. 軽自動車税の課税状況	51～54

Ⅸ	市たばこ税	
	1. 市たばこ税の概要	55
	2. 調定状況	56
	3. 月別調定額	56
Ⅹ	徴収関係	
	1. 納税課の概要	57
	2. 市税の滞納整理状況	58～63
	3. 庶務関係	64～65

I 市の概要

1. 位置及び面積

位置: 東経139度28分05秒 北緯35度45分16秒
 面積: 17.14km²

2. 市制

昭和39年4月

3. 市の形態

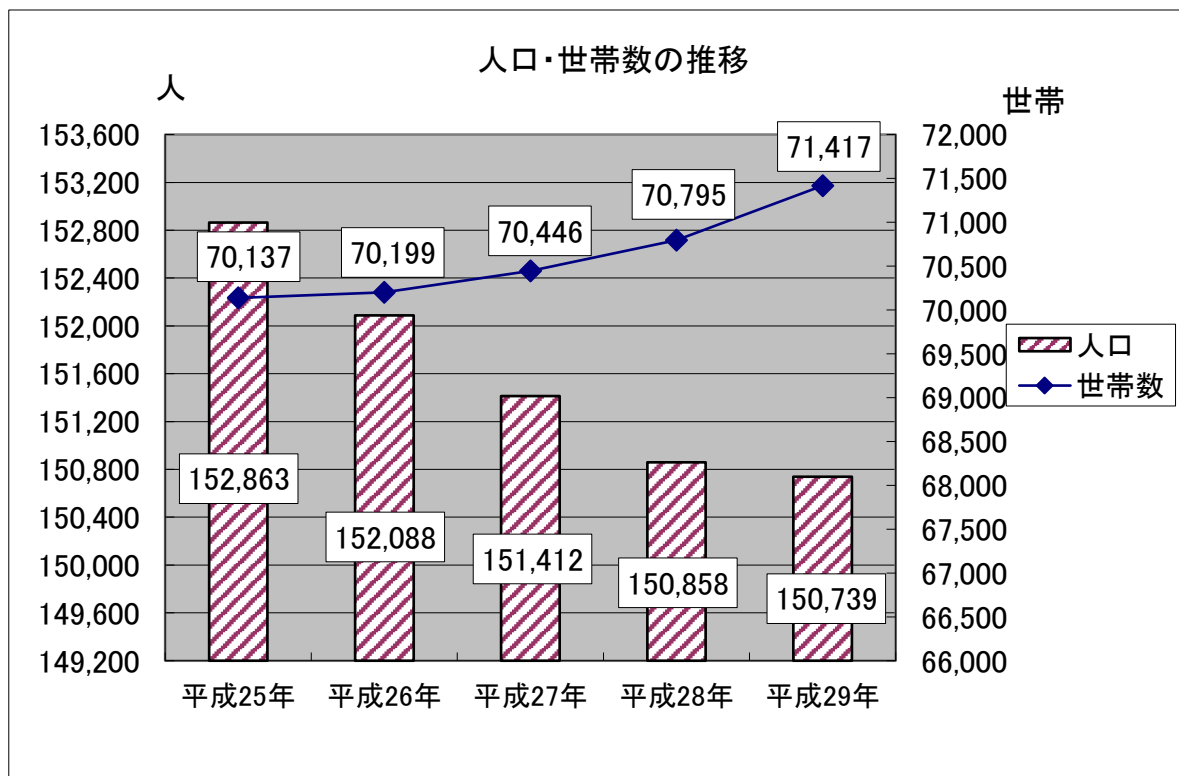
住宅都市

4. 人口の推移

(各年1月1日現在)

年次	人口				世帯数	1世帯当りの人口	人口密度
	総数	男	女	増減			
平成25年	152,863	75,250	77,613	▲ 279	70,137	2.18	8,918
平成26年	152,088	74,736	77,352	▲ 775	70,199	2.17	8,873
平成27年	151,412	74,325	77,087	▲ 676	70,446	2.15	8,834
平成28年	150,858	73,955	76,903	▲ 554	70,795	2.13	8,802
平成29年	150,739	73,814	76,925	▲ 119	71,417	2.11	8,795

※ 人口密度: 1km²あたりの人口(平成26年以前は旧面積17.17km²で算出)



II 財政

1. 一般会計決算(平成24～28年度決算)

歳入

款 別	平成24年度			平成25年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	50,746,082,426	100.0	105.5	51,370,760,810	100.0	101.2
(1) 市 税	20,194,730,477	39.8	101.0	20,362,923,572	39.6	100.8
(2) 地 方 譲 与 税	242,907,335	0.5	91.9	231,746,001	0.5	95.4
(3) 利 子 割 交 付 金	128,360,000	0.3	91.3	164,885,000	0.3	128.5
(4) 配 当 割 交 付 金	64,968,000	0.1	122.4	112,551,000	0.2	173.2
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	16,722,000	0.0	102.0	146,984,000	0.3	879.0
(6) 地 方 消 費 税 交 付 金	1,409,343,000	2.8	100.5	1,397,332,000	2.7	99.1
(7) 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	146,844,000	0.3	93.5	143,282,000	0.3	97.6
(9) 地 方 特 例 交 付 金	146,671,000	0.3	53.5	139,322,000	0.3	95.0
(10) 地 方 交 付 税	4,274,458,000	8.4	112.8	4,134,731,000	8.0	96.7
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,522,000	0.0	99.2	20,324,000	0.0	94.4
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	394,255,088	0.8	118.1	435,085,243	0.8	110.4
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,072,949,470	2.1	95.7	1,084,389,051	2.1	101.1
(14) 国 庫 支 出 金	8,547,272,315	16.8	110.4	9,205,081,156	17.9	107.7
(15) 都 支 出 金	6,980,091,539	13.8	105.2	7,133,072,763	13.9	102.2
(16) 財 産 収 入	63,610,140	0.1	74.9	158,220,290	0.3	248.7
(17) 寄 附 金	27,729,633	0.1	82.3	4,614,739	0.0	16.6
(18) 繰 入 金	2,208,153,996	4.4	512.8	272,731,723	0.5	12.4
(19) 繰 越 金	553,686,850	1.1	94.8	526,229,502	1.0	95.0
(20) 諸 収 入	814,237,583	1.6	183.4	1,594,797,770	3.1	195.9
(21) 市 債	4,642,112,000	9.1	101.4	4,102,458,000	8.0	88.4

歳出

款 別	平成24年度			平成25年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	49,739,852,924	100.0	105.2	49,706,406,829	100.0	99.9
(1) 議 会 費	379,138,264	0.8	119.1	357,395,020	0.7	94.3
(2) 総 務 費	7,036,250,339	14.1	110.0	5,881,619,636	11.8	83.6
(3) 民 生 費	24,208,097,573	48.7	106.6	24,827,662,967	49.9	102.6
(4) 衛 生 費	3,393,965,703	6.8	82.6	3,943,260,626	7.9	116.2
(5) 労 働 費	19,494,000	0.0	107.1	19,910,000	0.0	102.1
(6) 農 林 業 費	64,370,998	0.1	70.8	83,373,534	0.2	129.5
(7) 商 工 費	112,110,601	0.2	96.1	104,949,797	0.2	93.6
(8) 土 木 費	3,444,413,588	6.9	114.6	4,378,718,260	8.8	127.1
(9) 消 防 費	1,819,330,744	3.7	103.2	1,790,963,503	3.6	98.4
(10) 教 育 費	5,320,281,861	10.7	109.7	4,359,997,188	8.8	82.0
(11) 公 債 費	3,894,594,855	7.8	101.2	3,911,556,841	7.9	100.4
(12) 諸 支 出 金	47,804,398	0.1	161.3	46,999,457	0.1	98.3
(13) 予 備 費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

(単位:円・%)

平成26年度			平成27年度			平成28年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
55,665,279,012	100.0	108.4	53,048,309,404	100.0	95.3	54,382,758,728	100.0	102.5
20,511,754,329	36.8	100.7	20,469,639,278	38.6	99.8	20,511,710,145	37.7	100.2
220,706,003	0.4	95.2	231,362,003	0.4	104.8	229,086,000	0.4	99.0
167,008,000	0.3	101.3	142,738,000	0.3	85.5	38,633,000	0.1	27.1
210,519,000	0.4	187.0	170,808,000	0.3	81.1	125,823,000	0.2	73.7
176,935,000	0.3	120.4	167,661,000	0.3	94.8	72,708,000	0.1	43.4
1,822,132,000	3.3	130.4	3,332,611,000	6.3	182.9	2,949,661,000	5.4	88.5
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
73,568,000	0.1	51.3	103,953,000	0.2	141.3	104,201,000	0.2	100.2
122,955,000	0.2	88.3	116,363,000	0.2	94.6	116,641,000	0.2	100.2
4,013,385,000	7.2	97.1	4,068,178,000	7.7	101.4	4,037,189,000	7.4	99.2
17,693,000	0.0	87.1	17,925,000	0.0	101.3	15,386,000	0.0	85.8
455,085,909	0.8	104.6	467,781,294	0.9	102.8	500,176,431	0.9	106.9
1,041,144,740	1.9	96.0	1,052,560,513	2.0	101.1	1,060,568,680	2.0	100.8
9,654,825,444	17.3	104.9	9,972,758,706	18.8	103.3	10,297,384,447	18.9	103.3
7,189,472,151	12.9	100.8	7,202,915,437	13.6	100.2	7,752,699,196	14.3	107.6
101,844,645	0.2	64.4	71,373,410	0.1	70.1	132,419,841	0.2	185.5
15,805,682	0.0	342.5	42,491,773	0.1	268.8	59,655,146	0.1	140.4
3,002,791,589	5.4	1,101.0	922,888,703	1.7	30.7	1,475,706,222	2.7	159.9
664,353,981	1.2	126.2	476,714,777	0.9	71.8	673,677,439	1.2	141.3
1,367,504,539	2.5	85.7	856,253,510	1.6	62.6	1,148,850,181	2.1	134.2
4,835,795,000	8.7	117.9	3,161,333,000	6.0	65.4	3,080,583,000	5.7	97.4

(単位:円・%)

平成26年度			平成27年度			平成28年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
54,688,564,235	100.0	110.0	51,374,631,965	100.0	93.9	52,874,824,776	100.0	102.9
360,069,882	0.7	100.7	382,494,800	0.7	106.2	352,181,091	0.7	92.1
6,317,593,023	11.6	107.4	5,599,616,799	10.9	88.6	5,037,964,982	9.5	90.0
26,087,866,176	47.7	105.1	26,680,310,513	51.9	102.3	28,493,140,948	53.9	106.8
4,077,634,383	7.5	103.4	3,560,466,329	6.9	87.3	3,482,412,205	6.6	97.8
20,751,000	0.0	104.2	22,521,278	0.0	108.5	22,669,288	0.0	100.7
85,498,964	0.2	102.5	75,511,759	0.1	88.3	67,534,557	0.1	89.4
110,517,904	0.2	105.3	113,706,851	0.2	102.9	109,790,383	0.2	96.6
6,049,054,097	11.1	138.1	3,703,258,440	7.2	61.2	4,516,824,047	8.5	122.0
1,755,800,502	3.2	98.0	1,787,700,080	3.5	101.8	1,722,747,697	3.3	96.4
5,743,293,994	10.5	131.7	5,457,678,128	10.6	95.0	4,899,167,066	9.3	89.8
4,051,911,409	7.4	103.6	3,968,860,154	7.7	98.0	4,153,321,321	7.9	104.6
28,572,901	0.1	60.8	22,506,834	0.0	78.8	17,071,191	0.0	75.8
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

2. 一般会計当初予算(平成24～28年度予算)

歳入

款 別	平成24年度			平成25年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	47,930,450	100.0	105.3	48,842,433	100.0	101.9
(1) 市 税	19,937,702	41.6	100.5	20,131,298	41.2	101.0
(2) 地 方 譲 与 税	257,862	0.5	96.0	245,000	0.5	95.0
(3) 利 子 割 交 付 金	126,410	0.3	119.8	114,457	0.2	90.5
(4) 配 当 割 交 付 金	61,624	0.1	122.7	64,318	0.1	104.4
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,428	0.0	138.8	13,902	0.0	111.9
(6) 地 方 消 費 税 交 付 金	1,449,496	3.0	100.6	1,340,491	2.7	92.5
(7) 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	159,730	0.3	150.8	133,680	0.3	83.7
(9) 地 方 特 例 交 付 金	86,183	0.2	97.3	146,671	0.3	170.2
(10) 地 方 交 付 税	4,044,000	8.4	127.2	4,094,000	8.4	101.2
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,000	0.1	100.0	24,000	0.0	100.0
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	391,477	0.8	100.4	423,179	0.9	108.1
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,057,240	2.2	96.6	1,063,112	2.2	100.6
(14) 国 庫 支 出 金	8,478,449	17.7	111.2	8,738,263	17.9	103.1
(15) 都 支 出 金	6,876,574	14.3	106.5	6,720,085	13.8	97.7
(16) 財 産 収 入	239,866	0.5	102.8	194,460	0.4	81.1
(17) 寄 附 金	202	0.0	100.0	202	0.0	100.0
(18) 繰 入 金	269,112	0.6	102.5	204,970	0.4	76.2
(19) 繰 越 金	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0
(20) 諸 収 入	533,195	1.1	114.4	1,406,245	2.9	263.7
(21) 市 債	3,874,900	8.1	103.1	3,734,100	7.6	96.4

歳出

款 別	平成24年度			平成25年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	47,930,450	100.0	105.3	48,842,433	100.0	101.9
(1) 議 会 費	385,139	0.8	98.2	379,989	0.8	98.7
(2) 総 務 費	4,072,876	8.5	100.4	4,250,554	8.7	104.4
(3) 民 生 費	24,448,934	51.0	105.2	24,817,160	50.8	101.5
(4) 衛 生 費	3,841,555	8.0	105.3	4,051,517	8.3	105.5
(5) 労 働 費	19,494	0.0	101.4	19,910	0.0	102.1
(6) 農 林 業 費	66,244	0.1	84.8	80,442	0.2	121.4
(7) 商 工 費	126,841	0.3	111.4	118,391	0.2	93.3
(8) 土 木 費	3,598,640	7.5	97.1	4,682,753	9.6	130.1
(9) 消 防 費	1,817,829	3.8	108.2	1,892,042	3.9	104.1
(10) 教 育 費	5,502,260	11.5	121.8	4,494,398	9.2	81.7
(11) 公 債 費	3,946,294	8.2	97.9	3,963,124	8.1	100.4
(12) 諸 支 出 金	48,968	0.1	65.9	41,923	0.1	85.6
(13) 予 備 費	55,376	0.1	160.9	50,230	0.1	90.7

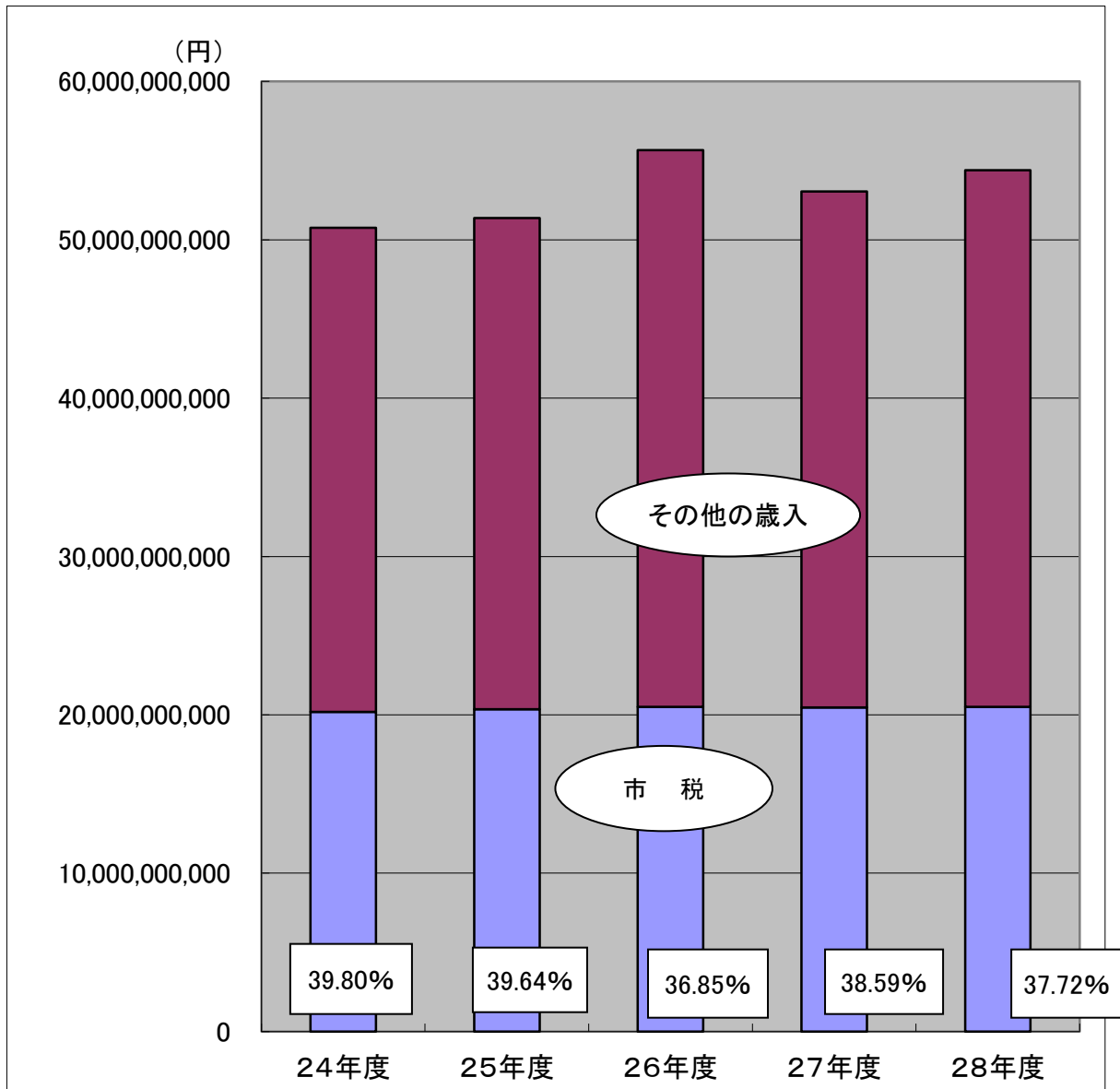
(単位:千円・%)

平成26年度			平成27年度			平成28年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
50,107,719	100.0	102.6	52,927,303	100.0	105.6	54,011,301	100.0	102.0
20,519,431	41.0	101.9	20,314,225	38.4	99.0	20,501,212	38.0	100.9
215,000	0.4	87.8	214,000	0.4	99.5	229,000	0.4	107.0
127,000	0.3	111.0	114,000	0.2	89.8	56,000	0.1	49.1
133,000	0.3	206.8	232,000	0.4	174.4	309,000	0.6	133.2
109,000	0.2	784.1	143,000	0.3	131.2	183,000	0.3	128.0
1,660,000	3.3	123.8	2,783,000	5.3	167.7	3,044,000	5.6	109.4
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
65,000	0.1	48.6	76,000	0.1	116.9	111,000	0.2	146.1
132,355	0.3	90.2	122,000	0.2	92.2	121,000	0.2	99.2
4,012,500	8.0	98.0	3,969,500	7.5	98.9	4,036,500	7.5	101.7
22,000	0.0	91.7	20,000	0.0	90.9	17,000	0.0	85.0
432,576	0.9	102.2	467,934	0.9	108.2	494,719	0.9	105.7
1,035,538	2.1	97.4	1,025,734	1.9	99.1	1,040,595	1.9	101.4
8,863,499	17.7	101.4	9,961,278	18.8	112.4	9,961,906	18.4	100.0
6,754,510	13.5	100.5	6,785,043	12.8	100.5	7,493,990	13.9	110.4
82,638	0.2	42.5	54,236	0.1	65.6	63,742	0.1	117.5
202	0.0	100.0	202	0.0	100.0	1401	0.0	693.6
713,441	1.4	348.1	1,299,045	2.5	182.1	1,516,202	2.8	116.7
50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0
1,048,529	2.1	74.6	1,604,706	3.0	153.0	1,400,534	2.6	87.3
4,131,500	8.2	110.6	3,691,400	7.0	89.3	3,380,500	6.3	91.6

(単位:千円・%)

平成26年度			平成27年度			平成28年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
50,107,719	100.0	102.6	52,927,303	100.0	105.6	54,011,301	100.0	102.0
369,142	0.7	97.1	394,812	0.7	107.0	359,260	0.7	91.0
4,399,640	8.8	103.5	5,007,748	9.5	113.8	5,307,514	9.8	106.0
25,820,988	51.5	104.0	27,258,786	51.5	105.6	28,597,970	52.9	104.9
3,675,705	7.3	90.7	3,576,137	6.8	97.3	3,575,043	6.6	100.0
20,751	0.0	104.2	21,218	0.0	102.3	22,862	0.0	107.7
67,717	0.1	84.2	66,121	0.1	97.6	68,014	0.1	102.9
120,772	0.2	102.0	128,576	0.2	106.5	124,590	0.2	96.9
5,088,916	10.2	108.7	5,019,645	9.5	98.6	4,700,153	8.7	93.6
1,811,462	3.6	95.7	1,790,182	3.4	98.8	1,785,174	3.3	99.7
4,523,122	9.0	100.6	5,558,843	10.5	122.9	5,212,933	9.7	93.8
4,118,338	8.2	103.9	4,029,687	7.6	97.8	4,174,821	7.7	103.6
40,952	0.1	97.7	25,548	0.0	62.4	32,967	0.1	129.0
50,214	0.1	100.0	50,000	0.1	99.6	50,000	0.1	100.0

3. 一般会計の歳入額における市税の割合(決算額)



(単位:円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入額	50,746,082,426	51,370,760,810	55,665,279,012	53,048,309,404	54,382,758,728
市税	20,194,730,477	20,362,923,572	20,511,754,329	20,469,639,278	20,511,710,145
その他の歳入	30,551,351,949	31,007,837,238	35,153,524,683	32,578,670,126	33,871,048,583

Ⅲ. 事務関係

1. 税関係部署の事務分掌

<29. 4. 1 現在>

部	課	係	所 掌 事 務
市 民 部	課 税 課	庶務係	(1) 税制に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課及び減免に関すること。 (3) 法人に係る市民税の賦課及び減免に関すること。 (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 諸税に関する証明及び報告に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
		市民税係	(1) 市民税(法人に係る市民税を除く。)、都民税の賦課及び減免に関すること。 (2) 賦課資料の調査に関すること。 (3) 課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 市民税の証明に関すること。
		土地係	(1) 土地の評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 土地課税台帳及び名寄帳等の整備保管に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金(土地)の報告及び交付請求に関すること。 (6) 土地に係る不動産取得税の報告に関すること。 (7) 固定資産税関係証明(土地)及び課税台帳(土地)の閲覧等に関すること。
		家屋償却資産係	(1) 家屋の評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 家屋課税台帳及び家屋調査表等の整備保管に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金(家屋及び償却資産)の報告及び交付請求に関すること。 (5) 家屋に係る不動産取得税の報告に関すること。 (6) 償却資産に関すること。 (7) 償却資産に係る固定資産税の賦課及び減免に関すること。 (8) 償却資産課税台帳の整備保管に関すること。 (9) 固定資産税関係証明(家屋)及び課税台帳(家屋及び償却資産)の閲覧等に関すること。
	納 税 課	収納対策係	(1) 現年課税分の収納対策に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税の催告、財産調査等の滞納整理に関すること。 (3) 納税意識の向上に関すること。 (4) 収納対策に係る庶務管理に関すること。
		機動整理係	(1) 市税、国民健康保険税の滞納整理に関すること。 (2) 交付要求に関すること。 (3) 徴収猶予の取扱いに関すること。 (4) 納付受託に関すること。 (5) 滞納整理に係る庶務管理に関すること。
		管理係	(1) 市税、国民健康保険税(これらに係る税外収入を含む。以下同じ。)の収納管理及び国有資産税等所在市町村交付金の歳入経理に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税の督促及び過誤納金還付充当に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税の歳入予算及び決算に関すること。 (4) 市税、国民健康保険税の徴収実績報告及び統計に関すること。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税、国民健康保険税の口座振替に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。

2. 組織図

<29. 4. 1 現在>

市長	副市長	経営政策部	企画政策課	企画政策担当
			都市マーケティング課	総合研究係
			行政経営課	行政経営担当
			施設再生推進課	施設再生推進担当・資産マネジメント
			秘書広報課	秘書係・広報広聴係
			財政課	財政担当
			情報政策課	情報推進担当・共通番号制度担当
			総合戦略推進担当	
		総務部	総務課	総務・文書係・情報公開係 庁舎管理係・統計係
			人事課	人事係・人材育成係 福利厚生係・安全衛生係
			管財課	管財係
			営繕課	建築営繕係
			契約課	契約係・検査係
			法務課	法務係・法制係
			市民部	市民課
		市民協働課		協働運営係・計画調整担当
		市民相談・交流課		市民相談係・男女共同参画推進係 多文化共生係・消費生活センター
		課税課		庶務係・市民税係・土地係 家屋償却資産係
		納税課		収納対策係・機動整理係・管理係
		産業振興課 (農業委員会事務局)		農産振興係・商工振興係 観光・企業誘致係
		環境安全部		地域安全課
			環境・住宅課	環境対策係・住環境係
			防災安全課	防災係・消防係・計画担当
		健康福祉部	地域福祉推進課	計画担当・調整担当
			生活福祉課	管理係・保護第1係・保護第2係・保護第3係 保護第4係・相談支援係・自立相談係
			高齢介護課	企画保険料係・認定係・地域包括ケア推進係 権利擁護係・給付指導係
			障害支援課	事業係・支援第1係・支援第2係・給付係
			健康増進課	管理係・保健予防係・成人保健係

		保険年金課	国保給付係・国保税係・高齢者医療係 年金係・医療費適正化担当
		子ども家庭部 子ども総務課	地域子育て計画係・育成係
		子育て支援課	母子保健係・母子保健担当
		子ども家庭支援センター	相談支援係
		子ども育成課	保育政策係・保育係・庶務・幼稚園係・第一保育園 第二保育園・第三保育園・第四保育園 第五保育園・第六保育園・第七保育園
		児童課	管理係・本町児童館・富士見児童館 栄町児童館・北山児童館・秋津児童館
		資源循環部 管理課	庶務係・計画調査係
		ごみ減量推進課	事業係・減量指導係
		施設課	施設係・資源再生係・計画係
		まちづくり部 都市計画課	計画調整係・開発指導係
		まちづくり推進課	まちづくり係・街路係
		市街地整備課	工事第1係・工事第2係
		用地課	用地第1係・用地第2係
		みどりと公園課	みどりの係・公園係
		道路管理課	管理係・路政係・境界係・維持補修係
		公共交通課	公共交通係
		下水道課	庶務係・施設係
教育委員会	教育長	教育部	教育総務課
			学務課
			社会教育課
			市民スポーツ課
			図書館
			公民館
			ふるさと歴史館
			指導室
			統括指導主事
			子ども・教育支援課
			特別支援教育係・子ども相談係
東村山市議会		議会事務局	庶務係・広報推進係・議事係
		会計管理者 会計課	審査係・会計係
選挙管理委員会		選挙管理委員会事務局	選挙係
監査委員		監査委員事務局	監査係・調査係

IV 市税

1. 市税の税率の推移

税目		区分		課税標準		税率	
						25年度	
市 民 税	個人	均等割			3,000円		
		所得割	前年の所得金額		6%		
	法人	均等割	資本金等の額と市内従業者数による	50人超	50億円超	3,000,000円	
					10億円超～50億円以下	1,750,000円	
					1億円超～10億円以下	400,000円	
					1千万円超～1億円以下	150,000円	
				50人以下	1千万円以下	120,000円	
					10億円超	410,000円	
					1億円超～10億円以下	160,000円	
					1千万円超～1億円以下	130,000円	
	法人税割	法人税額	資本金1億円以上	14.70%			
資本金1億円未満			12.30%				
固定資産税		固定資産価格		1.40%			
軽 自 動 車 税	原動機付自転車		50cc以下		1 台 に つ き	1,000円	
			ミニカー			2,500円	
			50cc超90cc以下			1,200円	
			90cc超125cc以下			1,600円	
	小型特殊自動車		農耕作業用			1,600円	
			その他			4,700円	
	二輪の小型自動車					4,000円	
	軽自動車		二輪			2,400円	
			三輪			3,100円	
			四輪	乗用		自家用	7,200円
						営業用	5,500円
			貨物			自家用	4,000円
						営業用	3,000円
市たばこ税		売り渡し等をした製造たばこの本数		その他	5,262円/千本		
				旧3級品	2,495円/千本		
特別土地保有税 (平成15年度より新たな課税を停止)		保有分		1.40%			
		取得分		3.00%			
都市計画税		土地・家屋の価格		0.29%			

税 率			
26年度	27年度	28年度	29年度
3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
6%	6%	6%	6%
3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
14.70%	14.70% ※1	12.10%	12.10%
12.30%	12.30% ※2	9.70%	9.70%
1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
2,500円	2,500円	3,700円	3,700円
1,200円	1,200円	2,000円	2,000円
1,600円	1,600円	2,400円	2,400円
1,600円	1,600円	2,400円	2,400円
4,700円	4,700円	5,900円	5,900円
4,000円	4,000円	6,000円	6,000円
2,400円	2,400円	3,600円	3,600円
3,100円			
7,200円			
5,500円	※ 平成27年度以降の税率の詳細は、「Ⅷ軽自動車税」(2)税率欄を参照。		
4,000円			
3,000円			
5,262円/千本	5,262円/千本	5,262円/千本	5,262円/千本
2,495円/千本	2,495円/千本	2,925円/千本	3,355円/千本
1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
0.29%	0.29%	0.29%	0.29%

※1 平成26年10月1日以後に開始する事業年度の申告は12.1%

※2 平成26年10月1日以後に開始する事業年度の申告は9.7%

2. 市税の予算・調定・収入等の推移

(単位:円)

24年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,090,805,000	10,853,996,344	10,130,507,871	143,029,682	583,324,506
固定資産税	7,569,617,000	7,871,920,927	7,591,612,824	31,433,068	249,553,059	
軽自動車税	89,710,000	99,303,168	90,063,435	1,965,599	7,365,534	
市たばこ税	728,547,000	712,432,200	712,432,200	0	0	
都市計画税	1,665,129,000	1,735,985,872	1,670,114,147	7,316,741	58,719,360	
合計	20,143,808,000	21,273,638,511	20,194,730,477	183,745,090	898,962,459	
前年比	100.81%	100.11%	100.93%	123.30%	81.91%	

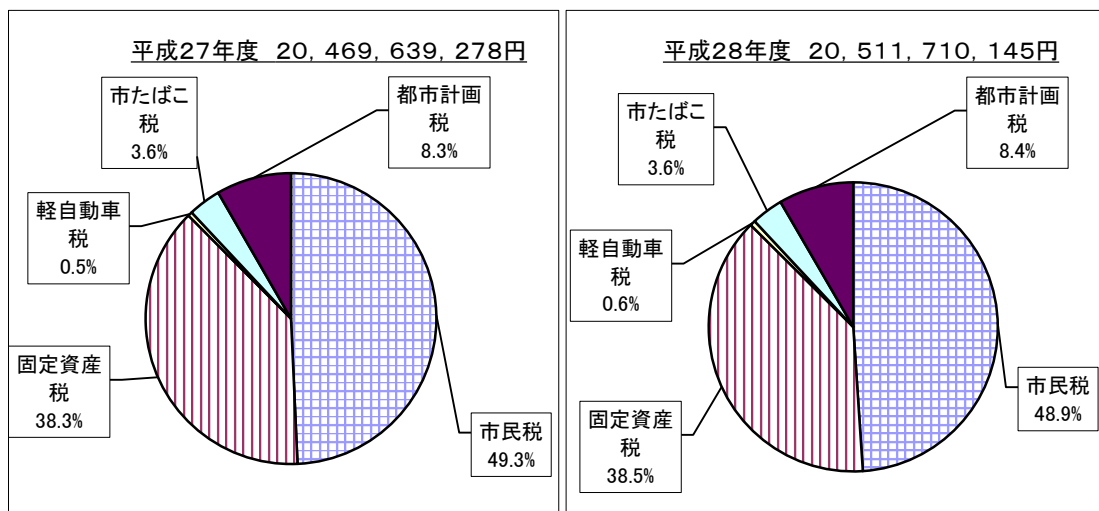
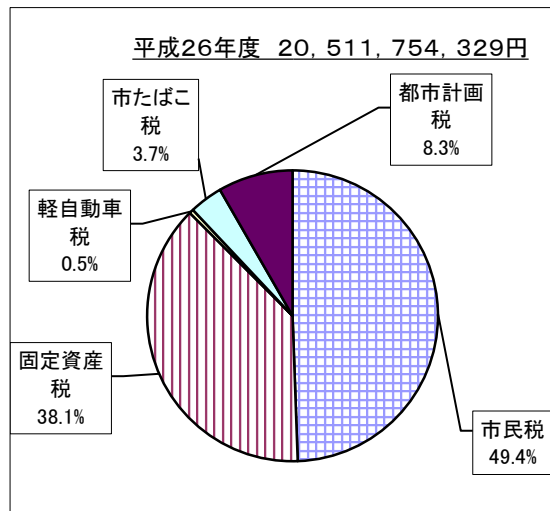
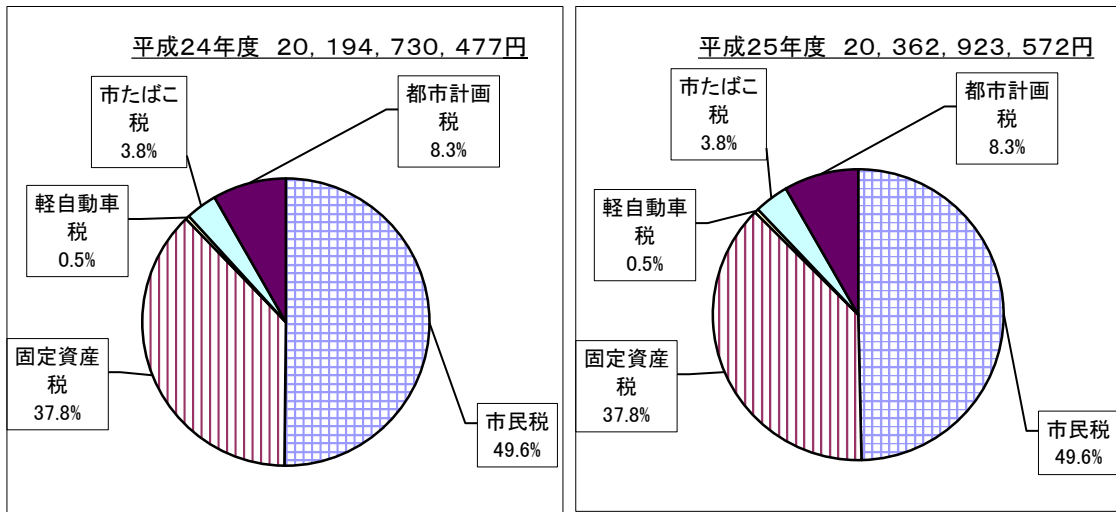
25年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,072,290,000	10,689,891,263	10,108,696,726	109,120,505	476,283,696
固定資産税	7,673,923,000	7,904,622,237	7,696,659,036	24,801,566	183,527,065	
軽自動車税	93,208,000	101,226,634	93,252,210	1,197,377	6,813,047	
市たばこ税	780,669,000	775,234,875	775,234,875	0	0	
都市計画税	1,683,634,000	1,738,512,782	1,689,080,725	5,766,945	43,754,482	
合計	20,303,724,000	21,209,487,791	20,362,923,572	140,886,393	710,378,290	
前年比	100.79%	99.70%	100.83%	76.67%	79.02%	

26年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,086,126,000	10,622,405,830	10,139,384,002	73,614,838	413,714,002
固定資産税	7,787,048,000	7,979,598,491	7,810,785,086	18,151,463	151,349,371	
軽自動車税	96,837,000	104,570,747	97,011,424	866,297	6,765,226	
市たばこ税	757,583,000	758,457,548	758,457,548	0	0	
都市計画税	1,700,336,000	1,746,530,056	1,706,116,269	4,265,489	36,314,769	
合計	20,427,930,000	21,211,562,672	20,511,754,329	96,898,087	608,143,368	
前年比	100.61%	100.01%	100.73%	68.78%	85.61%	

27年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,096,652,000	10,528,373,499	10,088,091,277	34,336,582	416,799,206
固定資産税	7,818,652,000	7,972,171,061	7,830,570,948	6,767,018	135,424,911	
軽自動車税	100,108,000	107,524,626	100,196,090	799,800	6,629,736	
市たばこ税	739,708,000	742,861,680	742,861,680	0	0	
都市計画税	1,705,039,000	1,741,891,979	1,707,919,283	1,577,904	32,537,876	
合計	20,460,159,000	21,092,822,845	20,469,639,278	43,481,304	591,391,729	
前年比	100.16%	99.44%	99.79%	44.87%	97.25%	

28年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,041,450,000	10,476,134,710	10,038,035,214	94,098,722	347,616,062
固定資産税	7,882,305,000	8,037,693,517	7,898,835,225	27,649,332	112,476,684	
軽自動車税	130,722,000	131,957,436	124,112,103	1,142,434	6,793,799	
市たばこ税	725,359,000	729,206,450	729,206,450	0	0	
都市計画税	1,721,376,000	1,754,904,570	1,721,521,153	6,557,646	27,131,747	
合計	20,501,212,000	21,129,896,683	20,511,710,145	129,448,134	494,018,292	
前年比	100.20%	100.18%	100.21%	297.71%	83.53%	

3. 市税の構成(決算)



※ 各年度歳入歳出決算書による

4. 市民一人当たりの市税

平成28年度 市税決算額(一人当たり額) (26市)

都市	住基人口 29.1.1現在 人	市民税				固定資産税	順位
		個人	順位	法人	順位		
八王子	563,228	63,581	17	9,588	11	62,304	15
立川	181,654	69,690	15	26,754	1	94,692	2
武蔵野	143,964	121,204	1	22,229	2	107,875	1
三鷹	185,101	93,211	2	17,516	5	74,345	7
青梅	135,986	57,414	24	8,278	15	62,285	16
府中	258,000	77,051	8	17,569	4	84,469	4
昭島	112,789	61,692	20	11,423	8	74,298	8
調布	229,886	85,154	6	18,018	3	71,171	9
町田	428,572	71,990	11	8,571	13	60,254	18
小金井	119,359	90,101	5	6,530	18	61,656	17
小平	189,885	70,998	12	10,677	10	62,457	13
日野	183,589	70,516	14	11,095	9	63,570	12
国分寺	120,656	90,267	4	8,192	16	65,946	11
国立	75,452	91,477	3	8,856	12	75,245	6
福生	58,554	58,085	23	6,156	20	53,640	23
狛江	80,807	79,906	7	3,643	26	50,850	25
東大和	85,945	64,128	16	5,976	21	59,827	19
清瀬	74,510	58,234	22	3,976	25	48,302	26
東久留米	116,867	63,559	18	5,338	23	56,668	21
武蔵村山	72,238	50,118	26	7,270	17	62,316	14
多摩	148,293	70,561	13	11,476	7	90,900	3
稲城	89,089	76,773	9	6,442	19	66,186	10
羽村	56,244	63,289	19	13,555	6	83,928	5
あきる野	81,403	54,232	25	4,584	24	54,347	22
西東京	199,790	73,472	10	8,330	14	58,499	20
東村山	150,739	61,221	21	5,371	22	52,401	24
合計	4,142,600	1,887,924		267,413		1,758,431	
26市平均	159,331	73,182		11,216		68,111	

※ 平成28年度決算統計資料による。

※ 八王子、武蔵野、三鷹、青梅、調布、町田、あきる野市は
その他の税(事業所税、入湯税等)が合計に含まれている。

(単位:円)

軽自動車税	順位	市たばこ税	順位	都市計画税	順位	合計	順位
1,164	6	6,120	10	12,171	13	158,315	16
929	10	7,535	2	16,190	3	215,790	2
332	26	6,577	8	17,408	1	280,354	1
485	24	4,398	24	13,701	8	205,818	3
1,767	3	6,599	7	11,314	19	147,707	20
661	18	5,626	13	12,610	11	197,985	5
998	8	7,192	4	13,291	10	168,894	11
503	23	5,637	12	14,112	7	194,595	6
946	9	5,362	15	11,216	21	160,279	15
461	25	4,368	26	14,887	5	178,002	10
665	17	4,554	23	12,034	15	161,386	14
808	14	4,782	22	12,406	12	163,175	13
524	21	6,881	6	15,261	4	187,070	8
570	19	5,557	14	16,508	2	198,212	4
1,382	5	7,440	3	10,128	25	136,832	23
521	22	4,396	25	10,522	23	149,838	18
1,135	7	6,436	9	11,263	20	148,765	19
856	11	5,196	17	9,524	26	126,089	26
831	12	5,193	18	11,121	22	142,710	21
1,778	2	6,904	5	11,784	16	140,172	22
724	16	5,701	11	11,592	17	190,954	7
728	15	4,952	20	13,353	9	168,434	12
1,462	4	8,173	1	14,557	6	184,964	9
2,134	1	5,231	16	10,429	24	131,098	25
538	20	4,993	19	12,103	14	157,935	17
823	13	4,838	21	11,421	18	136,074	24
23,725		150,641		330,906		4,431,447	
872		5,692		12,696		172,695	

V 個人市民税

1. 個人市民税の概要

個人の市民税と都民税は合わせて「個人住民税」(以下「住民税」と呼ばれています。住民税は、所得金額に関係なく定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」からなっています。

(1) 納税義務者

- ① 1月1日現在、当市に住所を有する個人に均等割と所得割が課税されます。
- ② 当市内に住所を有しない個人であっても、当市内に事務所または家屋敷を有する個人には均等割が課税されます。

(2) 税率

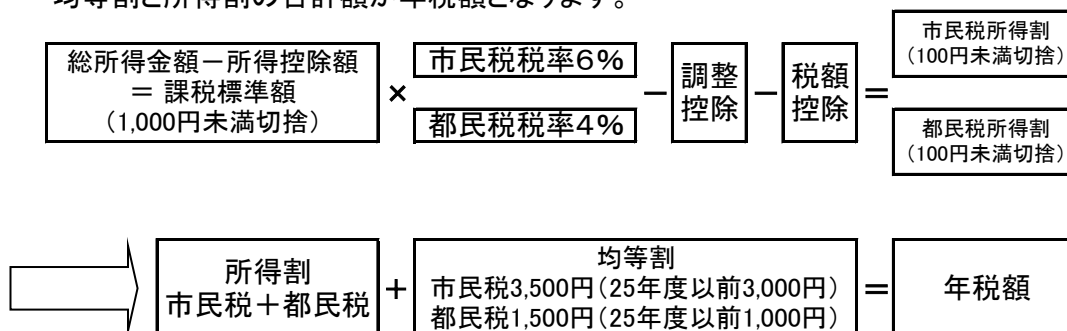
① 均等割

25年度以前 : 市民税均等割 3,000円 ・ 都民税均等割 1,000円
 26年度以降 : 市民税均等割 3,500円 ・ 都民税均等割 1,500円

② 所得割 : 市民税税率 6% ・ 都民税税率 4%

(3) 税額の計算(総所得分)

均等割と所得割の合計額が年税額となります。



(4) 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子など	(収入金額)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額)
譲渡所得	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)
雑所得	他の所得にあてはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金・・・(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他・・・(総収入金額) - (必要経費)

山林所得	山林の伐採や立ち木を売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物などを譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
株式等の譲渡所得等	株式・転換社債等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価 + 諸費用等)
先物取引等に係る雑所得	商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの	(純利益)
上場株式等の配当所得	平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)

※ 退職所得については、原則として他の所得と分離して、退職により所得の発生した年に課税する現年分離課税主義をとっています。

※ 株式等の譲渡所得のうち、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得については、住民税株式等譲渡所得割が特別徴収の方法により徴収されます。住民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の譲渡所得については、確定申告を行う必要はありません。

※ 上場株式等の配当等については、特別徴収のほか、総合課税(配当控除の適用あり)又は申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。

(5) 所得控除

控除の種類	控除額
雑損控除	(1)か(2)のうち多い額 (1) 損失額 - 総所得金額等 × 10% (2) 災害関連支出の金額 - 50,000円
医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - {(総所得金額等 × 5%) 又は 10万円のいずれか低い金額} (控除限度額 200万円)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」ごとに次のとおり計算します。 (1) 契約日が平成23年12月31日以前契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 15,001円～40,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 7,500円 ウ 40,001円～70,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 17,500円 エ 70,001円を超える場合……………35,000円 (各々の上限) (2) 契約日が平成24年1月1日以降契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 12,001円～32,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 6,000円 ウ 32,001円～56,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 14,000円 エ 56,001円を超える場合……………28,000円 (各々の上限) (3) 複数の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 「一般の生命保険料控除額」 + 「個人年金保険料控除額」 + 「介護医療保険料控除額」 (最高限度額 70,000円)

地震保険料控除	(1) 支払った地震保険料の1/2 (上限 25,000円) ※ 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、改正前の損害保険料控除が適用されます。 (2) 支払った長期損害保険料の金額が ア 5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 5,001円～15,000円以下の場合…支払った保険料×1/2+2,500円 ウ 15,001円を超える場合……………10,000円(旧長期の上限) (3) 両方の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 (1)+(2) (最高限度額 25,000円)
障害者控除	本人・控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……………26万円 (特別障害者の場合……………30万円) (同居特別障害者の場合……………53万円)
寡婦控除	本人が寡婦である場合……………26万円 ただし、特定の寡婦(合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する)である場合……………30万円
寡夫控除	本人が寡夫である場合……………26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合……………26万円
配偶者控除	(1) 一般の配偶者……………33万円 (2) 70歳以上の配偶者……………38万円
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下のとき、生計を一にする配偶者(配偶者控除の対象外の配偶者)の所得に応じて、次の区分に応じた金額の控除が受けられます。 ・配偶者の所得金額が ア 380,001円～399,999円以下の場合……………33万円 イ 400,000円～449,999円以下の場合……………33万円 ウ 450,000円～499,999円以下の場合……………31万円 エ 500,000円～549,999円以下の場合……………26万円 オ 550,000円～599,999円以下の場合……………21万円 カ 600,000円～649,999円以下の場合……………16万円 キ 650,000円～699,999円以下の場合……………11万円 ク 700,000円～749,999円以下の場合……………6万円 ケ 750,000円～759,999円以下の場合……………3万円 コ 760,000円を超える場合……………0万円
扶養控除	(1) 一般の扶養親族 (16歳以上で下記の(2)(3)以外の扶養親族)……………33万円 (2) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)……………45万円 (3) 70歳以上の扶養親族……………38万円 (4) 70歳以上の同居の親等……………45万円 ※16歳未満の扶養親族は扶養控除(33万円)の対象にはなりません。非課税基準の算定においては人数に含まれます。また障害者の場合、障害者控除の部分については控除が適用されます。
基礎控除	33万円

(6) 調整控除

所得税と住民税の人的控除の差による税負担の増加を調整するための控除で、住民税の所得割が対象となります。

- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人の場合、次のア・イのいずれか少ない方の金額の5%(市民税3%・都民税2%)
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額
- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円超の人の場合、次のアからイを控除した金額の5%(市民税3%・都民税2%)
 - (※ アからイを控除した金額が5万円未満の場合は2,500円)
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した額

(7) 税額控除

税額を算出した後にその税額から差し引く額のこと、配当控除、外国税額控除、住宅借入等特別税額控除、寄附金税額控除(寄附金控除は平成21年度から税額控除に改正)及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除があります。

(8) 徴収の方法

- ① 普通徴収・・・ 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。
- ② 特別徴収・・・ 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいいます。給与の支払者を特別徴収義務者とする給与からの特別徴収の方法と、公的年金の支払者を特別徴収義務者とする公的年金からの特別徴収の方法(平成21年度から適用)があります。

(9) 住民税の納期

- ① 普通徴収については、6月、8月、10月、翌年1月の4回となります。
- ② 特別徴収については、特別徴収義務者が各月で徴収したものを翌月10日までに納入します。

2. 個人市民税所得割額の推移

年度	種別 区分	納税義務者数		総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額
		人数(人)	構成比(%)				
25	給与所得者	53,038	78.75	185,320,490	60,631,491	124,688,999	7,479,217
	営業等所得者	2,648	3.93	9,129,516	2,767,959	6,361,557	381,587
	農業所得者	9	0.01	23,393	9,027	14,366	862
	その他の所得者	11,654	17.30	27,403,737	10,817,596	16,586,141	994,700
	合計	67,349	100.00	221,877,136	74,226,073	147,651,063	8,856,366
26	給与所得者	52,602	78.63	182,401,372	60,716,905	121,684,467	7,298,960
	営業等所得者	2,740	4.10	9,318,107	2,903,633	6,414,474	384,758
	農業所得者	8	0.01	16,350	6,157	10,193	611
	その他の所得者	11,548	17.26	26,516,238	10,738,339	15,777,899	946,203
	合計	66,898	100.00	218,252,067	74,365,034	143,887,033	8,630,532
27	給与所得者	53,177	79.23	185,988,157	62,071,812	123,916,345	7,432,838
	営業等所得者	2,765	4.12	9,501,628	2,927,525	6,574,103	394,335
	農業所得者	8	0.01	14,677	5,919	8,758	524
	その他の所得者	11,166	16.64	25,374,943	10,372,745	15,002,198	899,675
	合計	67,116	100.00	220,879,405	75,378,001	145,501,404	8,727,372
28	給与所得者	53,834	79.25	188,409,091	63,307,245	125,101,846	7,503,916
	営業等所得者	2,779	4.09	9,532,416	2,950,383	6,582,033	394,812
	農業所得者	6	0.01	11,654	4,716	6,938	417
	その他の所得者	11,312	16.65	25,493,031	10,527,269	14,965,762	897,487
	合計	67,931	100.00	223,446,192	76,789,613	146,656,579	8,796,632
29	給与所得者	54,603	79.43	191,286,822	64,971,997	126,314,825	7,576,645
	営業等所得者	2,866	4.17	9,838,370	3,112,010	6,726,360	403,463
	農業所得者	9	0.01	22,777	8,221	14,556	873
	その他の所得者	11,269	16.39	25,668,592	10,476,358	15,192,234	911,069
	合計	68,747	100.00	226,816,561	78,568,586	148,247,975	8,892,050

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

調整控除	配当控除	住宅借入金等特別 税額控除	寄附金税 額控除	外国税額 控除	配当割額 の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
							金額	構成比 (%)
99,350	1,294	131,412	2,359	323	1,034	360	7,242,210	84.55
5,768	65	5,725	276	0	62	15	369,464	4.31
20	0	0	0	0	3	0	839	0.01
31,718	5,294	1,052	876	3	2,718	215	952,726	11.12
136,856	6,653	138,189	3,511	326	3,817	590	8,565,239	100.00
98,490	1,369	104,893	2,503	892	801	1,479	7,087,924	84.72
5,897	27	4,408	251	0	126	202	373,777	4.47
16	0	0	0	0	0	1	594	0.01
31,185	5,163	730	680	63	2,650	1,326	904,317	10.81
135,588	6,559	110,031	3,434	955	3,577	3,008	8,366,612	100.00
99,509	1,788	102,278	7,874	604	1,712	1,327	7,217,168	85.31
5,981	39	3,665	813	0	93	190	383,330	4.53
15	0	0	0	0	0	0	509	0.01
30,071	3,887	587	1,600	1	3,578	463	859,417	10.16
135,576	5,714	106,530	10,287	605	5,383	1,980	8,460,424	100.00
100,526	1,936	111,307	50,778	1,269	1,432	1,052	7,234,963	85.40
6,006	28	4,755	3,091	0	168	83	380,656	4.49
15	0	17	0	0	5	4	376	0.00
30,096	3,088	599	3,788	27	3,541	745	855,543	10.10
136,643	5,052	116,678	57,657	1,296	5,146	1,884	8,471,538	100.00
101,625	1,857	125,619	92,826	513	1,826	690	7,251,274	85.28
6,065	36	5,184	5,804	0	105	32	386,185	4.54
21	1	0	0	0	2	0	849	0.01
29,639	5,164	779	7,217	13	2,939	606	864,632	10.17
137,350	7,058	131,582	105,847	526	4,872	1,328	8,502,940	100.00

3. 個人市民税課税標準額段階別の所得割推移(所得区分別)

給与所得者

課税標準の段階	区分	25年度				26年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		1,422	770,495	2,339	2	1,478	802,849	2,483	2
10万円を超え100万円以下		12,465	16,414,603	406,278	33	12,668	16,828,791	416,427	33
100万円 " 200万円 "		15,662	37,957,618	1,302,023	83	15,508	37,810,303	1,296,662	84
200万円 " 300万円 "		9,807	36,296,166	1,367,986	139	9,814	36,555,587	1,381,723	141
300万円 " 400万円 "		5,769	28,709,803	1,167,367	202	5,640	28,270,103	1,148,183	204
400万円 " 550万円 "		4,619	29,579,875	1,277,442	277	4,361	28,128,632	1,207,995	277
550万円 " 700万円 "		1,638	13,277,531	600,361	367	1,583	12,869,564	579,545	366
700万円 " 1,000万円 "		1,048	10,756,637	509,592	486	970	10,059,006	474,321	489
1,000万円を超える金額		608	11,557,762	608,822	1,001	580	11,076,537	580,585	1,001
合計		53,038	185,320,490	7,242,210	137	52,602	182,401,372	7,087,924	135

営業等所得者

課税標準の段階	区分	25年度				26年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		155	119,081	273	2	149	111,738	253	2
10万円を超え100万円以下		849	1,206,610	23,301	27	899	1,284,178	25,451	28
100万円 " 200万円 "		703	1,715,564	57,880	82	689	1,698,694	57,262	83
200万円 " 300万円 "		380	1,362,049	52,986	139	429	1,524,515	60,441	141
300万円 " 400万円 "		209	950,089	41,827	200	224	1,034,460	45,404	203
400万円 " 550万円 "		161	939,283	44,238	275	153	911,881	42,082	275
550万円 " 700万円 "		62	482,627	22,963	370	64	488,355	23,309	364
700万円 " 1,000万円 "		47	470,457	23,561	501	56	570,340	28,190	503
1,000万円を超える金額		82	1,883,756	102,435	1,249	77	1,693,946	91,385	1,187
合計		2,648	9,129,516	369,464	140	2,740	9,318,107	373,777	136

(単位:千円)

27年度				28年度				29年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
1,520	827,729	2,510	2	1,607	840,628	2,664	2	1,663	883,152	2,731	2
13,053	17,326,646	427,997	33	13,350	17,772,264	436,727	33	13,534	18,127,013	445,587	33
15,484	37,878,098	1,295,131	84	15,460	37,832,625	1,285,741	83	15,803	38,836,000	1,309,889	83
9,667	36,134,272	1,359,293	141	9,890	37,011,010	1,379,323	139	10,088	37,968,416	1,397,825	139
5,565	27,890,881	1,130,837	203	5,535	27,850,711	1,118,267	202	5,564	28,218,570	1,116,603	201
4,514	29,243,310	1,249,804	277	4,549	29,582,771	1,249,628	275	4,573	29,910,033	1,246,557	273
1,722	14,127,136	629,316	365	1,782	14,708,155	647,123	363	1,729	14,339,002	620,699	359
1,051	10,894,587	510,445	486	1,043	10,812,050	498,473	478	1,010	10,565,646	480,083	475
601	11,665,498	611,835	1,018	618	11,998,877	617,017	998	639	12,438,990	631,300	988
53,177	185,988,157	7,217,168	136	53,834	188,409,091	7,234,963	134	54,603	191,286,822	7,251,274	133

(単位:千円)

27年度				28年度				29年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
129	95,389	252	2	124	88,109	237	2	154	109,821	250	2
859	1,220,018	24,256	28	859	1,201,679	24,037	28	873	1,269,923	25,195	29
735	1,811,334	60,157	82	737	1,826,229	60,705	82	759	1,882,866	62,758	83
424	1,502,877	60,226	142	465	1,632,262	64,762	139	432	1,535,702	60,604	140
253	1,145,463	51,131	202	236	1,101,974	47,895	203	266	1,238,574	53,108	200
150	888,353	40,973	273	156	925,689	42,857	275	175	1,050,748	47,585	272
68	510,905	24,950	367	70	541,645	25,425	363	72	570,734	26,315	365
59	574,389	27,819	472	52	524,091	25,192	484	59	607,883	28,932	490
88	1,752,900	93,566	1,063	80	1,690,738	89,546	1,119	76	1,572,119	81,438	1,072
2,765	9,501,628	383,330	139	2,779	9,532,416	380,656	137	2,866	9,838,370	386,185	135

農業所得者

課税標準の段階	区分	25年度				26年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		0	0	0	0	1	653	3	3
10万円を超え100万円以下		5	5,661	147	29	5	6,676	204	41
100万円 " 200万円 "		2	5,034	177	89	1	2,016	65	65
200万円 " 300万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
300万円 " 400万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
400万円 " 550万円 "		2	12,698	515	258	1	7,005	322	322
550万円 " 700万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
700万円 " 1,000万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
1,000万円を超える金額		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9	23,393	839	93	8	16,350	594	74

その他所得者

課税標準の段階	区分	25年度				26年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		573	472,516	1,028	2	618	495,063	1,107	2
10万円を超え100万円以下		6,221	8,748,636	183,114	29	6,305	8,861,081	184,755	29
100万円 " 200万円 "		3,168	7,319,064	250,127	79	2,960	6,851,803	232,238	78
200万円 " 300万円 "		838	2,940,832	119,123	142	792	2,780,440	112,364	142
300万円 " 400万円 "		300	1,381,410	60,430	201	317	1,450,222	63,587	201
400万円 " 550万円 "		195	1,145,792	54,040	277	185	1,092,982	50,479	273
550万円 " 700万円 "		95	708,951	34,765	366	97	735,185	35,622	367
700万円 " 1,000万円 "		111	1,103,019	55,005	496	125	1,237,717	62,110	497
1,000万円を超える金額		153	3,583,517	195,094	1,275	149	3,011,745	162,055	1,088
合計		11,654	27,403,737	952,726	82	11,548	26,516,238	904,317	78

(単位:千円)

27年度				28年度				29年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
1	435	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	4,014	66	22	4	5,747	144	36	2	2,933	65	33
3	5,906	217	72	1	2,765	92	92	3	5,997	229	76
0	0	0	0	1	3,142	140	140	4	13,847	555	139
1	4,322	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	14,677	509	64	6	11,654	376	63	9	22,777	849	94

(単位:千円)

27年度				28年度				29年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
576	462,348	1,023	2	592	474,902	996	2	622	497,329	1,107	2
6,399	8,924,357	183,649	29	6,539	9,162,824	187,246	29	6,405	8,867,796	182,568	29
2,607	5,983,043	203,295	78	2,598	5,979,465	203,135	78	2,648	6,125,691	207,583	78
744	2,626,432	104,111	140	745	2,638,556	104,692	141	773	2,738,324	108,127	140
317	1,456,391	63,809	201	305	1,414,150	61,506	202	293	1,370,109	58,358	199
171	1,024,612	47,327	277	180	1,065,483	49,340	274	165	985,053	44,787	271
90	683,552	32,705	363	91	691,361	32,716	360	94	709,258	33,682	358
115	1,144,743	57,036	496	114	1,119,230	56,186	493	125	1,245,348	61,123	489
147	3,069,465	166,462	1,132	148	2,947,060	159,726	1,079	144	3,129,684	167,297	1,162
11,166	25,374,943	859,417	77	11,312	25,493,031	855,543	76	11,269	25,668,592	864,632	77

合計

課税標準の段階	25年度				26年度			
	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額	2,150	1,362,092	3,640	2	2,246	1,410,303	3,846	2
10万円を超え100万円以下	19,540	26,375,510	612,840	31	19,877	26,980,726	626,837	32
100万円 " 200万円 "	19,535	46,997,280	1,610,207	82	19,158	46,362,816	1,586,227	83
200万円 " 300万円 "	11,025	40,599,047	1,540,095	140	11,035	40,860,542	1,554,528	141
300万円 " 400万円 "	6,278	31,041,302	1,269,624	202	6,181	30,754,785	1,257,174	203
400万円 " 550万円 "	4,977	31,677,648	1,376,235	277	4,700	30,140,500	1,300,878	277
550万円 " 700万円 "	1,795	14,469,109	658,089	367	1,744	14,093,104	638,476	366
700万円 " 1,000万円 "	1,206	12,330,113	588,158	488	1,151	11,867,063	564,621	491
1,000万円を超える金額	843	17,025,035	906,351	1,075	806	15,782,228	834,025	1,035
合計	67,349	221,877,136	8,565,239	127	66,898	218,252,067	8,366,612	125

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

4. 個人市民税課税標準額段階別の均等割推移(所得区分別)

課税標準の段階	25年度		26年度		27年度		28年度	
	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額
給与所得者	54,335	163,005	54,159	189,556	54,715	191,502	55,307	193,574
営業所得者	2,921	8,763	3,039	10,637	3,065	10,728	3,078	10,773
農業所得者	9	27	9	32	8	28	6	21
その他の所得者	13,133	39,399	13,359	46,756	13,063	45,721	13,137	45,980
家屋敷のみ	97	291	111	389	94	329	88	308
合計	70,495	211,485	70,677	247,370	70,945	248,308	71,616	250,656

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含む。

(単位:千円)

27年度				28年度				29年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
2,226	1,385,901	3,787	2	2,323	1,403,639	3,897	2	2,439	1,490,302	4,088	2
20,314	27,475,035	635,968	31	20,752	28,142,514	648,154	31	20,814	28,267,665	653,415	31
18,829	45,678,381	1,558,800	83	18,796	45,641,084	1,549,673	82	19,213	46,850,554	1,580,459	82
10,835	40,263,581	1,523,630	141	11,101	41,284,970	1,548,917	140	11,297	42,256,289	1,567,111	139
6,136	30,497,057	1,246,001	203	6,076	30,366,835	1,227,668	202	6,123	30,827,253	1,228,069	201
4,835	31,156,275	1,338,104	277	4,885	31,573,943	1,341,825	275	4,913	31,945,834	1,338,929	273
1,880	15,321,593	686,971	365	1,943	15,941,161	705,264	363	1,895	15,618,994	680,696	359
1,225	12,613,719	595,300	486	1,209	12,455,371	579,851	480	1,194	12,418,877	570,138	478
836	16,487,863	871,863	1,043	846	16,636,675	866,289	1,024	859	17,140,793	880,035	1,024
67,116	220,879,405	8,460,424	126	67,931	223,446,192	8,471,538	125	68,747	226,816,561	8,502,940	124

(単位:千円)

29年度	
納税義務者 (人)	均等割税額
56,079	196,277
3,170	11,095
11	39
13,098	45,843
92	322
72,450	253,576

5. 個人市民税課税標準段階別の推移(年度別)

25年度分		総人口数	152,863	世帯数	70,137
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,150	3.19	1,362,092	1,255,349
	10万円を超え100万円以下	19,540	29.01	26,375,510	15,217,853
	100万円 " 200万円 "	19,535	29.01	46,997,280	18,540,094
	200万円 " 300万円 "	11,025	16.37	40,599,047	13,525,989
	300万円 " 400万円 "	6,278	9.32	31,041,302	9,373,875
	400万円 " 550万円 "	4,977	7.39	31,677,648	8,592,006
	550万円 " 700万円 "	1,795	2.67	14,469,109	3,446,388
	700万円 " 1,000万円 "	1,206	1.79	12,330,113	2,481,722
	1,000万円を超える金額	843	1.25	17,025,035	1,792,797
	合計	67,349	100.00	221,877,136	74,226,073
参考	前年比			99.45%	101.18%
	納税義務者一人当たり			3,294	1,102
	市民一人当たり			1,451	486
	一世帯当たり			3,163	1,058

26年度分		総人口数	152,088	世帯数	70,199
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,246	3.36	1,410,303	1,298,372
	10万円を超え100万円以下	19,877	29.71	26,980,726	15,588,970
	100万円 " 200万円 "	19,158	28.64	46,362,816	18,467,302
	200万円 " 300万円 "	11,035	16.50	40,860,542	13,760,355
	300万円 " 400万円 "	6,181	9.24	30,754,785	9,390,716
	400万円 " 550万円 "	4,700	7.03	30,140,500	8,305,866
	550万円 " 700万円 "	1,744	2.61	14,093,104	3,393,297
	700万円 " 1,000万円 "	1,151	1.72	11,867,063	2,404,333
	1,000万円を超える金額	806	1.20	15,782,228	1,755,823
	合計	66,898	100.00	218,252,067	74,365,034
参考	前年比			98.37%	100.19%
	納税義務者一人当たり			3,262	1,112
	市民一人当たり			1,435	489
	一世帯当たり			3,109	1,059

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
106,743	6,315	2,667	4	2	3,640	0.04
11,157,657	668,683	54,185	688	78	612,840	7.15
28,457,186	1,706,646	95,207	824	117	1,610,207	18.80
27,073,058	1,623,931	83,275	505	56	1,540,095	17.98
21,667,427	1,299,797	29,572	540	61	1,269,624	14.82
23,085,642	1,384,945	8,252	397	61	1,376,235	16.07
11,022,721	661,293	3,099	76	29	658,089	7.68
9,848,391	590,856	2,441	232	25	588,158	6.87
15,232,238	913,900	6,837	551	161	906,351	10.58
147,651,063	8,856,366	285,535	3,817	590	8,565,239	100.00
98.61%	98.61%	94.05%	93.29%		98.77%	
2,192	131	4	0.06	0.01	127	
966	58	2	0.02	0.00	56	
2,105	126	4	0.05	0.01	122	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
111,931	6,621	2,768	0	0	3,846	0.05
11,391,756	682,706	54,603	543	209	626,837	7.49
27,895,514	1,672,957	85,216	928	339	1,586,227	18.96
27,100,187	1,625,566	70,020	708	310	1,554,528	18.58
21,364,069	1,281,598	23,696	346	382	1,257,174	15.03
21,834,634	1,309,890	8,331	398	283	1,300,878	15.55
10,699,807	641,921	3,218	152	75	638,476	7.63
9,462,730	567,720	2,863	78	158	564,621	6.75
14,026,405	841,553	5,852	424	1,252	834,025	9.97
143,887,033	8,630,532	256,567	3,577	3,008	8,366,612	100.00
97.45%	97.45%	89.85%	149.42%		97.68%	
2,151	129	4	0.05	0.04	125	
946	57	2	0.02	0.02	55	
2,050	123	4	0.05	0.04	119	

27年度分 総人口数 151,412 世帯数 70,446

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,226	3.32	1,385,901	1,275,648
	10万円を超え100万円以下	20,314	30.27	27,475,035	15,913,847
	100万円 " 200万円 "	18,829	28.05	45,678,381	18,268,459
	200万円 " 300万円 "	10,835	16.14	40,263,581	13,677,273
	300万円 " 400万円 "	6,136	9.14	30,497,057	9,324,093
	400万円 " 550万円 "	4,835	7.20	31,156,275	8,687,512
	550万円 " 700万円 "	1,880	2.80	15,321,593	3,778,717
	700万円 " 1,000万円 "	1,225	1.83	12,613,719	2,626,645
	1,000万円を超える金額	836	1.25	16,487,863	1,825,807
	合計	67,116	100.00	220,879,405	75,378,001
参考	前年比			101.20%	101.36%
	納税義務者一人当たり			3,291	1,123
	市民一人当たり			1,459	498
	一世帯当たり			3,135	1,070

28年度分 総人口数 150,858 世帯数 70,795

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,323	3.42	1,403,639	1,289,347
	10万円を超え100万円以下	20,752	30.55	28,142,514	16,354,679
	100万円 " 200万円 "	18,796	27.67	45,641,084	18,307,388
	200万円 " 300万円 "	11,101	16.34	41,284,970	14,082,000
	300万円 " 400万円 "	6,076	8.94	30,366,835	9,367,692
	400万円 " 550万円 "	4,885	7.19	31,573,943	8,899,161
	550万円 " 700万円 "	1,943	2.86	15,941,161	3,997,151
	700万円 " 1,000万円 "	1,209	1.78	12,455,371	2,601,750
	1,000万円を超える金額	846	1.25	16,636,675	1,890,445
	合計	67,931	100.00	223,446,192	76,789,613
参考	前年比			101.16%	101.87%
	納税義務者一人当たり			3,289	1,130
	市民一人当たり			1,481	509
	一世帯当たり			3,156	1,085

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
110,253	6,519	2,728	0	0	3,787	0.04
11,561,188	692,855	55,343	798	149	635,968	7.52
27,409,922	1,643,833	83,582	1,065	114	1,558,800	18.42
26,586,308	1,594,741	69,690	1,276	145	1,523,630	18.01
21,172,964	1,270,133	23,255	619	258	1,246,001	14.73
22,468,763	1,347,929	9,076	445	304	1,338,104	15.82
11,542,876	692,495	4,641	586	297	686,971	8.12
9,987,074	599,175	3,690	141	44	595,300	7.04
14,662,056	879,692	6,707	453	669	871,863	10.31
145,501,404	8,727,372	258,712	5,383	1,980	8,460,424	100.00
101.12%	101.12%	100.84%	111.81%		101.12%	
2,168	130	4	0.08	0.03	126	
961	58	2	0.04	0.01	56	
2,065	124	4	0.08	0.03	120	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
114,292	6,760	2,850	2	0	3,897	0.05
11,787,835	706,419	56,802	886	125	648,154	7.65
27,333,696	1,639,265	87,611	1,377	329	1,549,673	18.29
27,202,970	1,631,726	81,588	1,078	143	1,548,917	18.28
20,999,143	1,259,704	31,249	655	132	1,227,668	14.49
22,674,782	1,360,288	18,098	178	187	1,341,825	15.84
11,944,010	716,561	10,807	323	167	705,264	8.33
9,853,621	591,167	10,862	101	353	579,851	6.84
14,746,230	884,742	17,459	546	448	866,289	10.23
146,656,579	8,796,632	317,326	5,146	1,884	8,471,538	100.00
100.79%	100.79%	122.66%	95.48%		100.13%	
2,159	129	5	0.08	0.03	125	
972	58	2	0.03	0.01	56	
2,072	124	4	0.07	0.03	120	

29年度分

総人口数 150,739

世帯数

71,417

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,439	3.55	1,490,302	1,370,201
	10万円を超え100万円以下	20,814	30.28	28,267,665	16,392,673
	100万円 " 200万円 "	19,213	27.95	46,850,554	18,867,009
	200万円 " 300万円 "	11,297	16.43	42,256,289	14,500,458
	300万円 " 400万円 "	6,123	8.91	30,827,253	9,692,677
	400万円 " 550万円 "	4,913	7.15	31,945,834	9,141,592
	550万円 " 700万円 "	1,895	2.76	15,618,994	4,003,579
	700万円 " 1,000万円 "	1,194	1.74	12,418,877	2,638,300
	1,000万円を超える金額	859	1.25	17,140,793	1,962,097
	合計	68,747	100.00	226,816,561	78,568,586
参考	前年比			101.51%	102.32%
	納税義務者一人当たり			3,299	1,143
	市民一人当たり			1,505	521
	一世帯当たり			3,176	1,100

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
120,101	7,103	3,005	3	0	4,088	0.05
11,874,992	711,642	56,855	710	167	653,415	7.68
27,983,545	1,678,232	96,513	968	247	1,580,459	18.59
27,755,831	1,664,882	96,739	880	152	1,567,111	18.43
21,134,576	1,267,825	39,230	351	175	1,228,069	14.44
22,804,242	1,368,051	28,328	539	255	1,338,929	15.75
11,615,415	696,846	15,616	474	60	680,696	8.01
9,780,577	586,786	16,212	326	110	570,138	6.71
15,178,696	910,683	29,865	621	162	880,035	10.35
148,247,975	8,892,050	382,363	4,872	1,328	8,502,940	100.00
101.09%	101.08%	120.50%	88.19%		100.37%	
2,156	129	6	0.07	0.02	124	
983	59	3	0.03	0.01	56	
2,076	125	5	0.07	0.02	119	

6. 個人市民税課税標準段階別の推移(分離課税分の年度別)

25年度分		総人口数 152,863		世帯数 70,137			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	126	24.85	30,444	1,710,591	1,003	15,378
	10万円を超え100万円以下	96	18.93	140,236	1,036,439	3,480	16,287
	100万円 " 200万円 "	87	17.16	224,594	960,070	13,608	56,115
	200万円 " 300万円 "	52	10.26	203,065	345,760	0	4,932
	300万円 " 400万円 "	35	6.90	174,870	275,410	0	5,624
	400万円 " 550万円 "	44	8.68	277,112	448,797	1,270	84,960
	550万円 " 700万円 "	22	4.34	173,133	432,062	1,789	3,513
	700万円 " 1,000万円 "	16	3.16	165,825	92,387	0	7,133
	1,000万円を超える金額	29	5.72	685,518	669,654	0	61,856
	合計	507	100.00	2,074,797	5,971,170	21,150	255,798
参考	前年比			89.71%	107.40%	14.63%	52.77%
	納税義務者一人当たり			4,092	11,777	42	505
	市民一人当たり			14	39	0	2
	一世帯当たり			30	85	0	4

26年度分		総人口数 152,088		世帯数 70,199			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	174	19.21	46,934	1,999,944	2,156	520,945
	10万円を超え100万円以下	137	15.12	208,066	577,507	0	129,824
	100万円 " 200万円 "	125	13.80	324,769	974,416	12,430	113,973
	200万円 " 300万円 "	104	11.48	391,552	337,409	738	121,352
	300万円 " 400万円 "	91	10.04	446,013	392,784	1,457	163,931
	400万円 " 550万円 "	89	9.82	573,476	375,498	0	123,816
	550万円 " 700万円 "	59	6.51	484,169	101,565	4,785	296,005
	700万円 " 1,000万円 "	49	5.41	512,214	1,024,466	0	332,344
	1,000万円を超える金額	78	8.61	1,988,827	1,224,856	7,858	1,978,090
	合計	906	100.00	4,976,020	7,008,445	29,424	3,780,280
参考	前年比			239.83%	117.37%	139.12%	1477.84%
	納税義務者一人当たり			5,492	7,736	32	4,172
	市民一人当たり			33	46	0	25
	一世帯当たり			71	100	0	54

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
1,100	44,882	96,076	1,707,322	51,032	17	50,985	18.46
2,678	22,656	87,490	1,134,286	34,543	288	34,087	12.34
6,232	2,409	95,485	1,167,543	38,612	354	38,004	13.76
3,065	10,376	69,945	497,253	18,674	206	18,280	6.62
1,490	7,201	54,161	410,434	15,738	78	15,628	5.66
3,247	6,147	70,757	750,776	28,333	184	27,970	10.13
1,650	0	39,207	572,940	21,102	33	21,032	7.61
2,059	8,495	33,488	242,411	11,192	26	11,065	4.01
3,852	1,443	55,651	1,366,672	59,716	357	59,163	21.42
25,373	103,609	602,260	7,849,637	278,942	1,543	276,214	100.00
54.90%	564.87%	119.39%	97.36%	95.36%	85.20%	95.51%	
50	204	1,188	15,483	550	3	545	
0	1	4	51	2	0	2	
0	1	9	112	4	0	4	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
93	26,669	131,419	2,465,322	69,132	287	68,598	13.32
9,419	16,406	127,680	813,542	24,587	452	22,558	4.38
9,831	10,873	145,570	1,300,722	43,078	593	41,243	8.01
16,688	34,986	132,461	770,264	29,294	432	27,052	5.25
8,992	10,384	135,403	888,158	34,330	317	32,748	6.36
9,455	17,758	158,453	941,550	39,031	400	37,474	7.28
6,183	79	119,708	773,078	30,587	257	27,495	5.34
16,566	8,231	99,357	1,794,464	63,412	177	61,309	11.91
23,466	70,728	171,263	5,122,562	205,097	5,763	196,403	38.15
100,693	196,114	1,221,314	14,869,662	538,548	8,678	514,880	100.00
396.85%	189.28%	202.79%	189.43%	193.07%	562.41%	186.41%	
111	216	1,348	16,412	594	10	568	
1	1	8	98	4	0	3	
1	3	17	212	8	0	7	

27年度分		総人口数 151,412		世帯数 70,446			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	184	21.93	54,666	2,663,539	0	141,507
	10万円を超え100万円以下	140	16.69	219,504	624,176	2,461	278,542
	100万円 " 200万円 "	130	15.49	334,287	856,206	454	52,467
	200万円 " 300万円 "	95	11.32	354,129	430,820	697	84,029
	300万円 " 400万円 "	72	8.58	365,453	483,629	8,512	390,293
	400万円 " 550万円 "	82	9.77	537,425	363,507	4,959	190,873
	550万円 " 700万円 "	31	3.69	250,622	68,551	1,342	92,915
	700万円 " 1,000万円 "	39	4.65	407,679	353,196	1,348	66,832
	1,000万円を超える金額	66	7.87	1,672,172	921,686	130,240	158,808
	合計	839	100.00	4,195,937	6,765,310	150,013	1,456,266
参考	前年比			84.32%	96.53%	509.83%	38.52%
	納税義務者一人当たり			5,001	8,064	179	1,736
	市民一人当たり			28	45	1	10
	一世帯当たり			60	96	2	21

28年度分		総人口数 150,858		世帯数 70,795			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	183	22.21	59,606	2,484,928	6,079	94,059
	10万円を超え100万円以下	141	17.11	221,741	1,060,390	110	134,141
	100万円 " 200万円 "	127	15.41	335,221	774,580	177	110,812
	200万円 " 300万円 "	92	11.17	348,338	429,581	2,607	65,821
	300万円 " 400万円 "	68	8.25	355,082	259,410	1,005	29,737
	400万円 " 550万円 "	60	7.28	388,855	323,555	5,931	66,884
	550万円 " 700万円 "	46	5.58	366,168	165,496	12,183	61,515
	700万円 " 1,000万円 "	40	4.85	417,996	875,202	102	80,463
	1,000万円を超える金額	67	8.13	1,493,427	499,419	894	124,390
	合計	824	100.00	3,986,434	6,872,561	29,088	767,822
参考	前年比			95.01%	101.59%	19.39%	52.73%
	納税義務者一人当たり			4,838	8,340	35	932
	市民一人当たり			26	46	0	5
	一世帯当たり			56	97	0	11

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
481	33,266	142,758	2,750,701	81,729	116	81,469	18.89
10,254	6,581	146,908	994,610	32,070	638	30,361	7.04
6,949	12,108	144,334	1,118,137	39,034	731	36,770	8.52
12,720	7,095	124,015	765,475	29,278	430	27,600	6.40
11,176	4,131	116,153	1,147,041	42,056	359	40,294	9.34
8,532	6,723	150,297	961,722	40,339	718	38,481	8.92
3,120	5,095	58,413	363,232	16,696	294	16,137	3.74
9,787	4,381	82,129	761,094	32,511	528	31,127	7.22
29,975	5,501	139,402	2,778,980	132,355	361	129,106	29.93
92,994	84,881	1,104,409	11,640,992	446,068	4,175	431,345	100.00
92.35%	43.28%	90.43%	78.29%	82.83%	48.11%	83.78%	
111	101	1,316	13,875	532	5	514	
1	1	7	77	3	0	3	
1	1	16	165	6	0	6	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
834	61,600	146,827	2,560,279	75,735	533	75,096	19.19
7,746	8,095	141,641	1,290,582	40,383	652	38,615	9.87
11,780	7,362	143,373	1,096,559	38,285	721	36,059	9.21
11,009	8,051	121,057	744,350	29,210	683	27,131	6.93
5,173	11,537	117,826	544,118	23,384	701	21,843	5.58
3,208	2,661	110,136	680,958	28,931	808	27,054	6.91
6,294	3,883	85,136	530,403	24,634	1,151	22,920	5.86
1,256	595	86,799	1,288,815	48,185	753	46,711	11.94
25,874	12,298	141,097	2,015,205	100,923	1,984	95,883	24.50
73,174	116,082	1,093,892	10,751,269	409,670	7,986	391,312	100.00
78.69%	136.76%	99.05%	92.36%	91.84%	191.28%	90.72%	
89	141	1,328	13,048	497	10	475	
0	1	7	71	3	0	3	
1	2	15	152	6	0	6	

29年度分 総人口数 150,739 世帯数 71,417

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
10万円以下の金額		178	24.09	52,062	2,942,185	4,881	99,999
10万円を超え100万円以下		140	18.94	216,598	1,088,078	22,597	5,371
100万円 " 200万円 "		113	15.29	280,445	817,277	20,112	25,725
200万円 " 300万円 "		73	9.88	278,527	430,202	20,649	24,378
300万円 " 400万円 "		47	6.36	232,001	255,232	0	3,600
400万円 " 550万円 "		56	7.58	373,789	65,747	3,426	997
550万円 " 700万円 "		28	3.79	233,407	481,691	0	46,147
700万円 " 1,000万円 "		46	6.22	467,631	845,882	0	1,201,373
1,000万円を超える金額		58	7.85	1,378,480	2,171,632	777	219,523
合計		739	100.00	3,512,940	9,097,926	72,442	1,627,113
参考	前年比			88.12%	132.38%	249.04%	211.91%
	納税義務者一人当たり			4,754	12,311	98	2,202
	市民一人当たり			23	60	0	11
	一世帯当たり			49	127	1	23

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
372	32,271	140,155	3,023,593	89,366	567	88,722	18.70
4,432	1,769	132,506	1,233,645	39,344	1,050	37,703	7.95
13,060	2,322	118,291	1,065,120	37,297	843	35,496	7.48
2,447	2,433	96,965	682,212	26,356	605	25,414	5.36
1,349	4,146	71,413	488,921	19,409	693	18,403	3.88
2,063	7,345	107,371	370,560	19,190	1,126	17,591	3.71
8,049	491	61,019	718,713	26,372	1,121	24,610	5.19
4,589	10,160	92,766	2,460,726	84,562	1,358	82,815	17.46
18,711	6,363	129,859	3,703,823	147,754	2,444	143,684	30.29
55,072	67,300	950,345	13,747,313	489,650	9,807	474,438	100.00
75.26%	57.98%	86.88%	127.87%	119.52%	122.80%	121.24%	
75	91	1,286	18,603	663	13	642	
0	0	6	91	3	0	3	
1	1	13	192	7	0	7	

7. 個人市民税調定額(現年課税分)の推移

区分	年度	調定額(単位:千円)			納税義務者数(単位:人)			納税義務者一人当たり税額(円)
		均等割額	所得割額	計	均等割のみを納める者	両方を納める者	計	
普通徴収	25	67,729	2,367,563	2,435,292	1,028	20,019	21,047	115,707
	26	77,788	2,396,110	2,473,898	1,082	19,579	20,661	119,738
	27	72,469	2,254,204	2,326,673	997	18,176	19,173	121,352
	28	69,501	2,139,013	2,208,514	838	17,172	18,010	122,627
	29	58,971	2,004,666	2,063,637	644	14,297	14,941	138,119
特別徴収	25	117,048	6,065,016	6,182,064	462	38,554	39,016	158,449
	26	137,519	6,082,627	6,220,146	508	38,783	39,291	158,310
	27	143,875	6,254,233	6,398,108	586	40,521	41,107	155,645
	28	149,226	6,339,442	6,488,668	612	42,024	42,636	152,188
	29	162,253	6,579,360	6,741,613	851	45,507	46,358	145,425
年金特別徴収	25	26,708	408,874	435,582	1,149	9,283	10,432	41,754
	26	32,065	402,879	434,944	1,283	9,442	10,725	40,554
	27	31,965	383,469	415,434	1,407	9,258	10,665	38,953
	28	31,931	384,548	416,479	1,411	9,559	10,970	37,965
	29	32,352	393,477	425,829	1,469	9,682	11,151	38,188
合計	25	211,485	8,841,453	9,052,938	2,639	67,856	70,495	128,420
	26	247,372	8,881,616	9,128,988	2,873	67,804	70,677	129,165
	27	248,309	8,891,906	9,140,215	2,990	67,955	70,945	128,835
	28	250,658	8,863,003	9,113,661	2,861	68,755	71,616	127,257
	29	253,576	8,977,503	9,231,079	2,964	69,486	72,450	127,413

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

VI 法人市民税

1. 法人市民税の概要

市内に事務所や事業所などがある法人に課税されるもので、「法人税割」と「均等割」からなっています。

(1) 納税義務者

市内に事務所または事業所のある法人、収益事業を行っている人格のない社団・財団・公益法人等、市内に寮等（寮、保養所、宿泊所、クラブなど）のみをもつ法人や、収益事業を行わない公益法人で地方税法に定めのないもの・特定非営利活動法人等も課税されます。

法人の種類	住民税の種類
事務所等を有する法人 (宗教法人、学校法人、公益法人等で収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの及び法人でない社団等で代表者の定めのあるもので収益事業または法人課税信託の引受けを行うものを含む)	法人税割と均等割
寮等のみを有する法人 (寮等の所在する都道府県・市町村内に事務所等がないもの)	均等割のみ
公益法人等(地方税法第296条第1項第2号で定める非課税法人は除く)で、事務所等を有するもの	均等割のみ
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で事務所等を有するもの	法人税割のみ

(2) 計算方法

以下の計算によって行います。

① 法人税割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{法人税割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{法人税額} \\ \text{(税額控除前)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除}}$$

※ 連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額(税額控除前)×税率－税額控除
 ※ 税額控除:外国税額控除・仮装経理の場合の税額控除等をいいます。

② 均等割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{税率(年額)}} \times \boxed{\frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12}}$$

※ 月数は暦に従って計算し、全部が1月に満たないときは1月とし、1月を越えてさらに1月に満たない端数を生じたときはその端数を切り捨てます。

(3) 税率

税率は次のとおり定められています。

① 法人税割

「標準税率」のほか、資本金の額または出資金の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社については「制限税率」を適用しています。

※ 制限税率：地方団体が標準税率を超えて課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率です。

法人等の区分	税率	
資本金の額または出資金の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	制限税率	12.1%
上記以外の法人等	標準税率	9.7%

② 均等割

事業年度の末日現在における資本金等の額と従業者数により、次のとおり定められています。

法人等の区分		税率 (年税額)	地方税法第312条第1項(市税条例第24条第2項)の適用号数
資本金等の額	市内従業者数		
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円	1号
	50人超	120,000円	2号
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円	3号
	50人超	150,000円	4号
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円	5号
	50人超	400,000円	6号
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	1,750,000円	8号
50億円を超える法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	3,000,000円	9号

(4) 申告と納付

法人市民税の納付は「申告納付」によって行います。「申告納付」とは、納税義務者自らが税額を計算し、申告して納める方法です。

① 中間申告納付

法人税の中間申告義務のある法人が、事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に申告納付するものをいいます。

② 確定申告納付

事業年度終了後2ヶ月以内に確定した決算に基づいて申告納付するものをいいます。

※ 法人税法で認められた場合は申告期限を一定月数延長することができます(納期限は延長できません)。

2. 法人市民税調定額の推移

(1) 法人市民税調定額 (単位:千円)

区分 年度	調定額			対前年度比	1法人当たり 税額
	法人税割	均等割	計		
24年度	545,370	279,797	825,167	124.3	272
25年度	584,832	275,566	860,398	104.3	279
26年度	600,378	279,446	879,824	102.3	284
27年度	548,200	286,590	834,790	94.9	261
28年度	526,488	284,565	811,053	97.2	250

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

(2) 法人数

年度 均等割区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
9号	300万円	18	17	17	17	17	18
8号	175万円	2	2	2	3	4	5
7号	41万円	150	144	146	143	145	146
6号	40万円	10	8	9	11	9	9
5号	16万円	92	93	92	91	90	96
4号	15万円	25	27	27	22	22	24
3号	13万円	302	304	272	285	318	325
2号	12万円	14	14	14	18	17	11
1号	5万円	2,418	2,479	2,516	2,612	2,619	2,633
合計		3,031	3,088	3,095	3,202	3,241	3,267

※ 各年度の「市税課税状況等の調」による。

(3) 法人市民税月別調定額 (単位:千円)

年度 月	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	34,999	39,068	40,249	31,992	29,442
5月	77,768	69,739	88,712	85,287	73,251
6月	231,002	226,601	244,067	260,436	208,038
7月	48,158	51,256	48,302	63,245	60,442
8月	42,162	34,016	33,339	34,805	39,789
9月	55,644	43,006	28,497	27,151	19,703
10月	34,652	101,080	42,432	36,876	40,520
11月	186,479	192,482	230,551	189,774	184,489
12月	32,983	19,389	38,076	50,890	51,967
1月	14,759	27,136	14,004	14,166	17,701
2月	38,240	27,322	42,934	25,339	33,222
3月	28,321	29,303	28,661	14,829	52,489
合計	825,167	860,398	879,824	834,790	811,053

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

Ⅶ 固定資産税・都市計画税

1. 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税・都市計画税は土地、家屋、償却資産の所有者に、その資産価値に応じて課税するものです。このうち、都市計画税は、都市整備などの費用に充てるための目的税として課税される税金です。(なお、償却資産には都市計画税は課税されません。)

(1) 納税義務者

1月1日(賦課期日)現在、課税台帳に「所有者」として登録されている者です。

(2) 税率

固定資産税が1.4%、都市計画税が0.29%です。

(3) 課税のしくみ

土地・家屋及び償却資産の税金は、評価額をもとに計算されます。課税のもとになる評価額は、国で定めた「固定資産評価基準」によって評価し、決定されます。土地・家屋の評価額は、3年に1度、全件評価替えを行い、価格を決定します。この評価替えの年度を基準年度といいます(平成27年度)。なお、第2年度(平成28年度)、第3年度(平成29年度)は、原則として基準年度(平成27年度)の価格を据え置きます。ただし、新築、増改築のあった家屋及び分合筆等のあった土地など基準年度の価格によることが適当でない場合は、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

① 免税点について

市内に、同一人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地・・・30万円 家屋・・・20万円 償却資産・・・150万円

② 賦課期日について

賦課期日は、毎年1月1日です。このため、今年の1月2日以降に土地、家屋の売却、取り壊し等を行った場合であっても、税金は1月1日の所有者に課税されます。

③ 納期について

納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回となっております。

(4) 土地の税金

① 地目

地目とは、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目とは、登記簿上の地目にかかわらず、今年の1月1日(賦課期日)の現況によります。

② 地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によります。

③ 土地の税額の算出は・・・

土地の税負担については、課税の公平及び簡素化の観点から「負担水準の均衡化」をより進める考え方を基本としながら、これまでの「負担調整措置」の内容を平成18年度から変更しました。従来は、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の高い土地についてはその税負担を抑制しつつ、負担水準の低い土地については、負担水準のレベルごとに異なった乗率(負担調整率)を前年度の課税標準額に乗じるという複雑な方式でした。平成18年度から、本来の評価額の5%を前年度課税標準額に加算するという方式に一本化するなどによって、負担水準の低い土地の税負担の均衡化・適正化の促進を一層図る措置が導入されたと同時に、制度が簡素化されました。

ア 住宅用地には課税標準額の特例措置があります。

住宅用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)および市街化区域農地については、税負担を軽減するため、別表1の特例措置による軽減がされております。

別表1

用地の種類	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡までの土地)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの土地)	評価額×1/3	評価額×2/3
市街化区域農地	評価額×1/3	評価額×2/3

イ 負担水準により、次の措置があります。

「負担水準」とは・・・個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3))}$$

別表2 負担調整措置

商業地等(非住宅用地)		住宅用地	
負担水準	負担調整措置	負担水準	負担調整措置
70%超	70%まで引下げ	100%以上	今年度評価額×特例率の100%
60%以上70%以下	前年度課税標準額に据置		
60%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%になります。</small>	100%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times \text{特例率} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×特例率×100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%になります。</small>

※ 都市計画税についても、固定資産税と同様な措置となります。

(5) 家屋の税金

① 評価のしくみ

家屋とは、住宅・店舗・工場・倉庫等の建物をいい、「固定資産(家屋)評価基準」に基づいて、再建築価格を基準に評価します。

② 家屋の評価

ア 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

※ 再建築価格……評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※ 経年減点補正率……家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものです。

イ 新築家屋以外の家屋(在来分家屋)の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。なお仮に、前年度の価額を超える場合でも、決定価額は上げられることなく、通常、前年度の価額に据え置かれます。(なお、増築又は損壊等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。)

$$\text{在来分家屋の再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

③ 課税標準額の求め方

家屋の課税標準額(税率を掛ける数字)は、評価額と同じ額になります。

④ 新築住宅の軽減

次表の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間固定資産税(但し、都市計画税は除く)が軽減されます。

面積要件

区分	床面積
専用住宅	床面積50㎡以上280㎡以下
併用住宅	居住部分の割合が1/2以上で床面積50㎡以上280㎡以下
共同住宅	1世帯50㎡以上280㎡以下(貸家の場合は40㎡以上280㎡以下)

軽減される期間と範囲

区分	期間	範囲
一般の住宅	新築後3年間	120㎡を限度とし1/2
3階建以上の中高層耐火住宅	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(一般)	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(3階建以上の中高層耐火住宅)	新築後7年間	120㎡を限度とし1/2

(6) 償却資産の税金

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外で事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む)をいいます。ただし、特許権、電話加入権など無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の対象となるものは除かれます。

2. 固定資産税・都市計画税調定額

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
土地 (円)	固定資産税	3,393,874,500	3,465,012,700	3,528,358,200	3,540,191,800	3,543,715,600
	都市計画税	1,064,918,500	1,073,616,100	1,088,621,300	1,089,702,700	1,091,681,300
家屋 (円)	固定資産税	2,807,696,200	2,903,956,100	2,876,010,700	2,936,384,100	3,002,586,900
	都市計画税	615,091,900	629,291,400	617,634,300	633,206,100	646,901,400
償却資産 (円)	固定資産税	675,818,000	656,303,900	670,041,700	655,408,600	661,336,600
	都市計画税	—	—	—	—	—
合計	固定資産税	6,877,388,700	7,025,272,700	7,074,410,600	7,131,984,500	7,207,639,100
	都市計画税	1,680,010,400	1,702,907,500	1,706,255,600	1,722,908,800	1,738,582,700
納税義務者 (人)	固定資産税	46,250	46,483	46,749	47,109	47,389
	都市計画税	45,650	45,875	46,150	46,496	46,742

※ 各年度の「6月調定表:最終税額」による。

3. 土地概要

年度		25年度			26年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24	32,328	7,367	24
畑	1,671,989	2,478	21,339,199	1,634,283	2,424	20,255,516	
宅地	7,557,401	49,933	769,990,069	7,593,487	50,324	773,832,751	
山林	128,908	143	5,544,498	125,262	137	5,417,166	
雑種地	600,913	1,879	37,978,951	596,909	1,882	37,533,727	
合計	9,966,578	54,457	834,885,045	9,957,308	54,791	837,071,488	
納税義務者 (人)	個人	30,381			30,648		
	法人	655			661		

年度		27年度			28年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24	32,983	7,367	24
畑	1,606,929	2,377	20,106,408	1,575,415	2,338	19,200,996	
宅地	7,607,010	50,616	787,426,395	7,628,252	50,879	790,126,816	
山林	120,727	137	5,284,863	117,966	135	5,159,467	
雑種地	597,140	1,880	38,006,948	600,585	1,877	38,130,966	
合計	9,939,173	55,034	850,857,597	9,929,585	55,253	852,651,228	
納税義務者 (人)	個人	30,944			31,190		
	法人	672			697		

年度		29年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24
畑	1,542,080	2,277	18,759,809	
宅地	7,665,568	51,105	793,996,806	
山林	114,318	132	4,993,128	
雑種地	611,705	1,991	38,712,498	
合計	9,941,038	55,529	856,495,224	
納税義務者 (人)	個人	31,431		
	法人	735		

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

4. 家屋概要

区 分		年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
棟数	木造	29,497	29,754	30,052	30,307	30,577
	木造以外	5,678	5,668	5,690	5,692	5,690
	計	35,175	35,422	35,742	35,999	36,267
床面積(㎡)	木造	2,882,576	2,910,943	2,942,616	2,972,197	3,004,610
	木造以外	2,662,073	2,674,604	2,687,655	2,687,969	2,685,956
	計	5,544,649	5,585,547	5,630,271	5,660,166	5,690,566
決定価格 (千円)	木造	81,457,701	84,581,922	81,719,536	85,455,450	89,650,939
	木造以外	132,908,193	134,661,476	134,221,621	135,807,306	136,325,277
	計	214,365,894	219,243,398	215,941,157	221,262,756	225,976,216
価格単位 当たり(円)	木造	28,259	29,057	27,771	28,752	29,838
	木造以外	49,927	50,348	49,940	50,524	50,755
	計	38,662	39,252	38,354	39,091	39,711
納税義務者(人)		40,528	40,791	41,110	41,541	41,863

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

5. 償却資産概要

(単位:千円)

区 分		年 度					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
個人分	市 たが も評 価	構築物	644,635	670,320	632,915	638,280	579,743
		機械及び装置	61,052	61,595	65,548	83,714	75,271
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	2,193	1,428	1,269	2,453	1,730
		工具・器具及び備品	90,787	118,406	81,317	100,751	97,805
	総務大臣が配分したもの	0	0	0	0	0	
	都知事が配分したもの	0	0	0	0	0	
	計	798,667	851,749	781,049	825,198	754,549	
法人分	市 たが も評 価	構築物	6,945,315	7,190,303	6,957,958	7,453,309	7,819,169
		機械及び装置	7,694,377	7,469,118	8,250,669	8,065,753	8,453,724
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	59,658	70,869	57,856	67,111	98,289
		工具・器具及び備品	8,443,588	7,731,829	7,685,976	8,032,307	8,374,054
	総務大臣が配分したもの	26,971,655	25,830,858	26,567,920	24,418,408	23,553,235	
	都知事が配分したもの	0	0	0	0	0	
	計	50,114,593	48,292,977	49,520,379	48,036,888	48,298,471	
合計	市 たが も評 価	構築物	7,589,950	7,860,623	7,590,873	8,091,589	8,398,912
		機械及び装置	7,755,429	7,530,713	8,316,217	8,149,467	8,528,995
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	61,851	72,297	59,125	69,564	100,019
		工具・器具及び備品	8,534,375	7,850,235	7,767,293	8,133,058	8,471,859
	総務大臣が配分したもの	26,971,655	25,830,858	26,567,920	24,418,408	23,553,235	
	都知事が配分したもの	0	0	0	0	0	
	計	50,913,260	49,144,726	50,301,428	48,862,086	49,053,020	
納税 義務者 (人)	個人	440	427	441	449	461	
	法人	2,289	2,280	2,322	2,328	2,385	
	計	2,729	2,707	2,763	2,777	2,846	

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

VIII 軽自動車税

1. 軽自動車税の概要

軽自動車税は、軽自動車等に対して主たる定置場所在の区市町村において課税します。

(1) 納税義務者

その年の4月1日(賦課期日)現在、東村山市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。(所有者課税)また、使用者に課税される場合もあります。

(2) 税率

税率は次のとおりに定められています。

原動機付自転車及び二輪車等

車種		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初度検査年月」の日付)により税率が異なります。

車種		税率(年額)			
		平成27年3月31日 以前の登録車	平成27年4月1日 以降の登録車	登録後13年超 (経年重課) ※	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※ 新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から経年重課の税率を適用します。

なお、電気軽自動車等(動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車)については、経年重課の対象外となります。

軽四輪等の税率の特例措置(グリーン化特例)

初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の軽自動車は、排出ガス性能及び燃費の性能に応じて税率を軽減する特例措置(グリーン化特例)が適用されます。

車種		税率(年額)			
		①おおむね75%軽減	②おおむね50%軽減	③おおむね25%軽減	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

適用期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの

軽減		基準		
①	概ね75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)		
②	概ね50%軽減	平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)	乗用	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い車両
			貨物用	平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い車両
③	概ね25%軽減		乗用	平成32年度燃費基準値を満たす車両
			貨物用	平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い車両

適用期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの

軽減		基準		
①	概ね75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス規制に適合する車両)		
②	概ね50%軽減	平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★) 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車	乗用	平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良い車両
			貨物用	平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い車両
③	概ね25%軽減		乗用	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い車両
			貨物用	平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い車両

(3) 申告

軽自動車税の申告は、納税義務者が賦課徴収に関し必要な事項を申告します。
軽自動車等の車種により申告書の提出先が異なります。

車種	提出先
原動機付自転車・小型特殊自動車	東村山市課税課
二輪の軽自動車・小型自動車	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
三輪・四輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会多摩支所

2. 軽自動車税の課税状況

(単位:台・円)

車種		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
原動機付自転車	50cc以下	台数	4,916	4,792	4,649	4,421	4,209
		調定額	4,916,000	4,792,000	4,649,000	8,842,000	8,418,000
	50cc超 90cc以下	台数	500	465	439	424	396
		調定額	600,000	558,000	526,800	848,000	792,000
	90cc超 125cc以下	台数	1,505	1,630	1,689	1,719	1,771
		調定額	2,408,000	2,608,000	2,702,400	4,125,600	4,250,400
	ミニカー	台数	71	78	81	87	86
		調定額	177,500	195,000	202,500	321,900	318,200
	小計	台数	6,992	6,965	6,858	6,651	6,462
		調定額	8,101,500	8,153,000	8,080,700	14,137,500	13,778,600
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪	台数	1,725	1,732	1,740	1,684	1,661
		調定額	4,140,000	4,156,800	4,176,000	6,062,400	5,979,600
	旧税率	台数	0	0	0	1	1
		調定額	0	0	0	3,100	3,100
	新税率	台数				0	0
		調定額				0	0
	重課	台数				0	0
		調定額				0	0
	75%軽減	台数				0	0
		調定額				0	0
	50%軽減	台数				0	0
		調定額				0	0
	25%軽減	台数				0	0
		調定額				0	0
	三輪車計	台数	0	0	0	1	1
		調定額	0	0	0	3,100	3,100

車種			年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	旧税率	乗用	営業用	台数	1	0	0	0	0
				調定額	5,500	0	0	0	0	
			自家用	台数	8,579	9,075	9,526	7,770	6,983	
				調定額	61,768,800	65,340,000	68,587,200	55,944,000	50,277,600	
			貨物	営業用	台数	296	299	289	243	204
				調定額	888,000	897,000	867,000	729,000	612,000	
		自家用	台数	3,035	3,072	3,018	2,084	1,782		
			調定額	12,140,000	12,288,000	12,072,000	8,336,000	7,128,000		
		小計	台数	11,911	12,446	12,833	10,097	8,969		
			調定額	74,802,300	78,525,000	81,526,200	65,009,000	58,017,600		
		新税率	乗用	営業用	台数			0	0	0
				調定額			0	0	0	
	自家用		台数			0	107	915		
			調定額			0	1,155,600	9,882,000		
	貨物		営業用	台数			0	10	35	
			調定額			0	38,000	133,000		
	自家用	台数			0	129	308			
		調定額			0	645,000	1,540,000			
	小計	台数			0	246	1,258			
		調定額			0	1,838,600	11,555,000			
	重課	乗用	営業用	台数				0	0	
			調定額				0	0		
		自家用	台数				1,427	1,652		
			調定額				18,408,300	21,310,800		
貨物		営業用	台数				33	46		
		調定額				148,500	207,000			
自家用		台数				718	795			
		調定額				4,308,000	4,770,000			
小計		台数				2,178	2,493			
		調定額				22,864,800	26,287,800			

車種			年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	75%軽減	乗用	営業用	台数	/	/	/	0	0
				調定額	/	/	/	0	0	
			自家用	台数	/	/	/	0	0	
				調定額	/	/	/	0	0	
			貨物	営業用	台数	/	/	/	0	0
				調定額	/	/	/	0	0	
		自家用	台数	/	/	/	1	0		
			調定額	/	/	/	1,300	0		
		小計	台数	/	/	/	1	0		
			調定額	/	/	/	1,300	0		
		50%軽減	乗用	営業用	台数	/	/	/	0	0
				調定額	/	/	/	0	0	
	自家用		台数	/	/	/	247	209		
			調定額	/	/	/	1,333,800	1,128,600		
	貨物		営業用	台数	/	/	/	0	0	
			調定額	/	/	/	0	0		
	自家用	台数	/	/	/	0	0			
		調定額	/	/	/	0	0			
	小計	台数	/	/	/	247	209			
		調定額	/	/	/	1,333,800	1,128,600			
	25%軽減	乗用	営業用	台数	/	/	/	0	0	
			調定額	/	/	/	0	0		
		自家用	台数	/	/	/	371	320		
			調定額	/	/	/	3,005,100	2,592,000		
貨物		営業用	台数	/	/	/	7	12		
		調定額	/	/	/	20,300	34,800			
自家用		台数	/	/	/	54	62			
		調定額	/	/	/	205,200	235,600			
小計		台数	/	/	/	432	394			
		調定額	/	/	/	3,230,600	2,862,400			
四輪車計			台数	11,911	12,446	12,833	13,201	13,323		
			調定額	74,802,300	78,525,000	81,526,200	94,278,100	99,851,400		

車種		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小型軽自動車 特殊自動車及び 自動車	農耕作業用	台数	157	159	155	151	152
		調定額	251,200	254,400	248,000	362,400	364,800
	その他	台数	55	55	61	62	62
		調定額	258,500	258,500	286,700	365,800	365,800
	小計	台数	13,848	14,392	14,789	15,099	15,199
		調定額	79,452,000	83,194,700	86,236,900	101,071,800	106,564,700
	二輪の小型自動車	台数	1,593	1,608	1,622	1,651	1,716
		調定額	6,372,000	6,432,000	6,488,000	9,906,000	10,296,000
合計	台数	22,433	22,965	23,269	23,401	23,377	
	前年比(%)	0.1	2.4	1.3	0.6	▲ 0.1	
	調定額	93,925,500	97,779,700	100,805,600	125,115,300	130,639,300	
	前年比(%)	3.8	4.1	3.1	24.1	4.4	

※ 各年度の「6月末調定」による。

Ⅸ 市たばこ税

1. 市たばこ税の概要

市たばこ税は、製造たばこの「消費」に対して課税します。たばこにかかる税金には国税と地方税があり、地方税では都道府県税と市町村税に分かれています。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。

(1) 納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者で、これらの者が小売業者もしくは消費者などに売り渡した場合に、その卸売販売業者などが申告納付します。しかし、税金の実質的な負担者は消費者です。

(2) 計算方法

以下の計算によって行います。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{市たばこ税額} \\ \text{(一円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{売渡し等をした製造たばこの本数}} \times \boxed{\text{税率}}$$

(3) 税率

税率は次のとおりに定められています。

区分	税率		
	平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から	平成28年4月1日から
旧3級品以外のたばこ	4,618円/千本	5,262円/千本	
旧3級品のたばこ	2,190円/千本	2,495円/千本	2,925円/千本

(4) 申告と納付

1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末までに申告して納めます。

たばこは市内で買いましょう。

健康と喫煙マナーの向上にも
心掛けましょう。

2. 調定状況

区分		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
課税標準数量	一般分(本)	151,086,217	145,379,578	140,521,778	137,454,669	134,627,688
	旧3級品(本)	6,719,660	7,279,860	7,628,040	7,845,780	7,213,420
	計	157,805,877	152,659,438	148,149,818	145,300,449	141,841,108
調定額(円)		712,432,200	775,234,875	758,457,548	742,861,680	729,206,450
対前年比(%)		▲ 2.6	8.8	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 1.8
税率 (1,000本)	一般分(円)	4,618	5,262	5,262	5,262	5,262
	旧3級品(円)	2,190	2,495	2,495	2,495	2,925

※ 各年度の「市たばこ調定表」による。

3. 月別調定額

(単位:円)

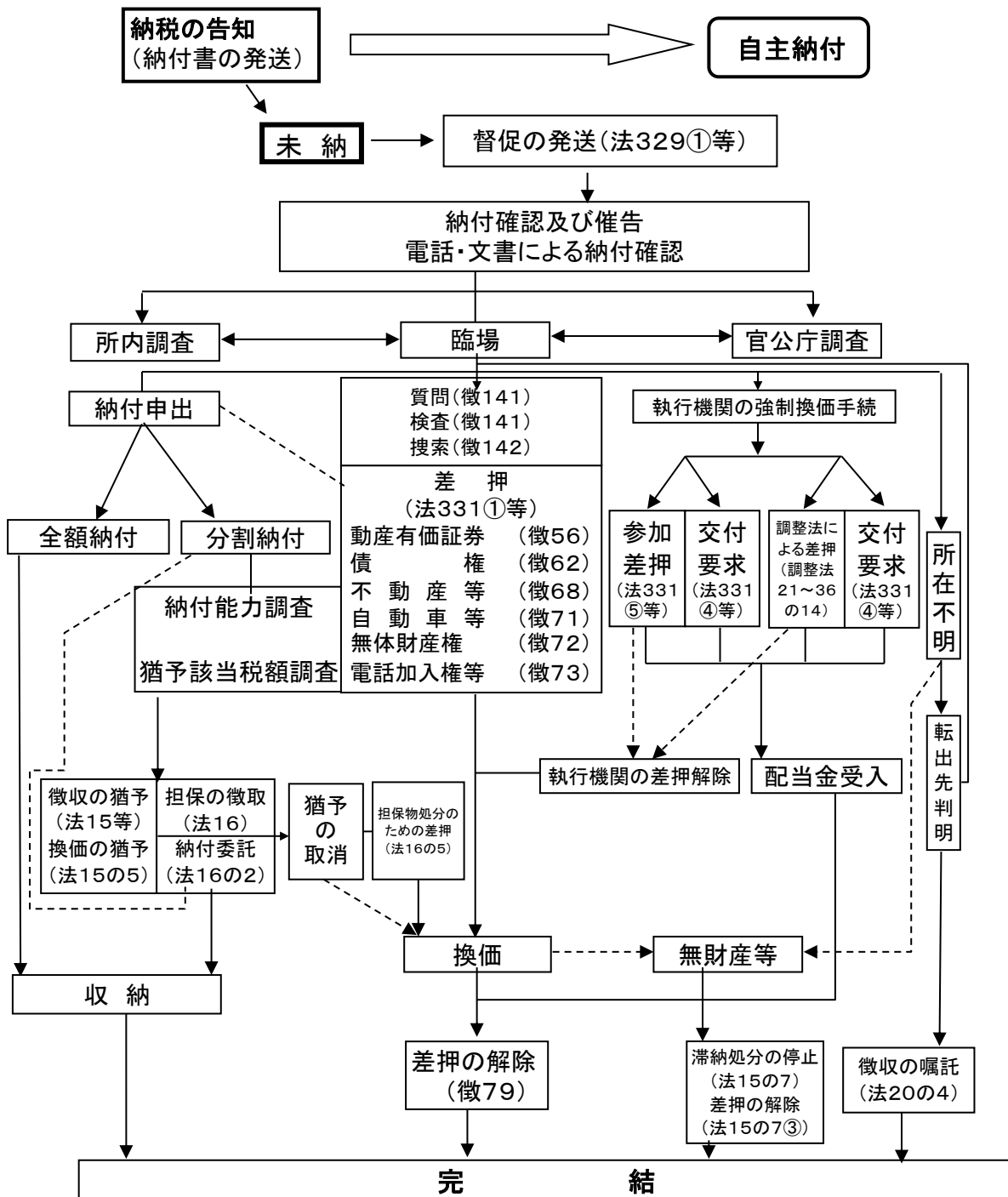
年度 月別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	62,726,095	57,457,646	86,785,592	61,854,225	68,355,577
5月	56,960,472	65,322,493	43,432,295	61,461,112	58,151,257
6月	64,138,796	67,902,135	64,560,773	64,042,582	62,026,290
7月	60,022,641	65,261,838	59,584,177	63,625,342	60,185,131
8月	63,075,466	68,429,100	68,279,816	63,639,264	63,650,160
9月	61,742,398	69,648,118	64,123,443	62,446,587	62,155,522
10月	58,095,563	62,542,454	64,358,814	62,633,305	61,876,046
11月	60,193,633	67,000,821	63,821,250	66,860,892	60,597,826
12月	58,452,863	64,734,023	62,317,238	56,426,517	58,860,002
1月	61,714,685	69,086,245	66,318,925	67,931,161	66,447,648
2月	54,177,165	57,723,973	59,501,588	56,701,652	53,937,052
3月	51,132,423	60,126,029	55,373,637	55,239,041	52,963,939
合計	712,432,200	775,234,875	758,457,548	742,861,680	729,206,450

※ 各月の「市たばこ調定表」による。

X 徴収関係

1. 納税課の概要

納税課では主に皆様から納めていただく税金の収納・管理を行っています。また、納期を過ぎ、滞納となった方へ文書、電話等による督促や、それでもご納付いただけない方への差押処分を行っています。また納税課は市税の徴収の他、国民健康保険税も合わせて徴収しております。(一部国民健康保険税も含めたデータがあります)



※カッコ内は根拠条文 「法」…地方税法、「徴」…国税徴収法、「調整法」…滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

2. 市税の滞納整理状況

(1) 徴収実績

① 現年課税分

平成24年度

	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,325,596,970 円	9,136,470,643 円	187,094,646 円	98.0 %
都民税(個人)	6,147,127,928	6,022,462,050	123,326,659	98.0
法人市民税	825,167,400	817,958,156	8,017,444	99.1
固定・都市計画税	8,444,109,000	8,343,187,140	99,555,134	98.8
軽自動車税	90,470,100	88,053,300	2,480,400	97.3
たばこ税	712,432,200	712,432,200	0	100.0
合計	25,544,903,598	25,120,563,489	420,474,283	98.3

平成25年度

	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,246,691,567 円	9,077,917,763 円	170,140,353 円	98.2 %
都民税(個人)	6,084,051,294	5,973,003,092	111,947,353	98.2
法人市民税	860,397,700	854,733,541	5,868,759	99.3
固定・都市計画税	8,557,675,200	8,472,155,875	84,407,047	99.0
軽自動車税	93,881,300	91,582,500	2,304,200	97.6
たばこ税	775,234,875	775,234,875	0	100.0
合計	25,617,931,936	25,244,627,646	374,667,712	98.5

平成26年度

	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,267,983,681 円	9,119,514,045 円	150,279,127 円	98.4 %
都民税(個人)	6,115,046,951	6,017,086,184	99,154,677	98.4
法人市民税	879,823,900	875,801,436	4,598,200	99.5
固定・都市計画税	8,729,202,300	8,651,758,467	76,255,337	99.1
軽自動車税	97,757,700	95,473,583	2,338,117	97.7
たばこ税	758,457,548	758,457,548	0	100.0
合計	25,848,272,080	25,518,091,263	332,625,458	98.8

平成27年度

	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,280,623,377 円	9,139,318,659 円	150,048,678 円	98.5 %
都民税(個人)	6,124,665,155	6,031,412,358	99,023,296	98.5
法人市民税	834,789,700	828,222,508	7,241,300	99.2
固定・都市計画税	8,765,037,300	8,696,101,365	68,763,527	99.2
軽自動車税	100,776,400	98,517,400	2,351,000	97.8
たばこ税	742,861,680	742,861,680	0	100.0
合計	25,848,753,612	25,536,433,970	327,427,801	98.8

平成28年度

	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,248,947,620 円	9,114,017,069 円	132,336,604 円	98.5 %
都民税(個人)	6,103,047,482	6,014,011,672	87,324,157	98.5
法人市民税	811,052,800	805,743,100	6,057,800	99.3
固定・都市計画税	8,859,380,600	8,788,358,592	71,029,100	99.2
軽自動車税	125,394,100	122,284,433	3,148,067	97.5
たばこ税	729,206,450	729,206,450	0	100.0
合計	25,877,029,052	25,573,621,316	299,895,728	98.8

② 滞納繰越分

平成24年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	681,856,073 円	171,929,172 円	372,999,416 円	25.2 %
都民税(個人)	449,457,158	113,330,063	245,869,010	25.2
法人市民税	21,375,901	4,149,900	15,213,000	19.4
固定・都市計画税	380,744,899	135,486,931	208,717,285	35.6
軽自動車税	8,833,068	2,010,135	4,885,134	22.8
合計	1,542,267,099	426,906,201	847,683,845	27.7

平成25年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	559,690,652 円	168,285,078 円	290,623,228 円	30.1 %
都民税(個人)	368,259,979	110,726,620	191,221,569	30.1
法人市民税	23,111,344	7,760,344	9,651,356	33.6
固定・都市計画税	308,153,519	136,277,586	142,874,500	44.2
軽自動車税	7,345,334	1,669,710	4,508,847	22.7
合計	1,266,560,828	424,719,338	638,879,500	33.5

平成26年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	459,178,134 円	138,923,223 円	251,340,243 円	30.3 %
都民税(個人)	302,967,269	91,661,998	165,835,166	30.3
法人市民税	15,420,115	5,145,298	7,496,432	33.4
固定・都市計画税	227,281,547	95,498,188	111,408,803	42.0
軽自動車税	6,813,047	1,537,841	4,427,109	22.6
合計	1,011,660,112	332,766,548	540,507,753	32.9

平成27年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	400,873,690 円	117,299,207 円	251,665,399 円	29.3 %
都民税(個人)	264,553,023	77,410,560	166,084,368	29.3
法人市民税	12,086,732	3,250,903	7,843,829	26.9
固定・都市計画税	187,664,140	81,027,266	99,199,260	43.2
軽自動車税	6,748,226	1,678,690	4,278,736	24.9
合計	871,925,811	280,666,626	529,071,592	32.2

平成28年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	401,049,161 円	114,419,796 円	198,704,778 円	28.5 %
都民税(個人)	264,637,880	75,501,492	131,118,143	28.5
法人市民税	15,085,129	3,855,249	10,516,880	25.6
固定・都市計画税	167,962,787	66,743,086	68,579,331	39.7
軽自動車税	6,563,336	1,827,670	3,645,732	27.8
合計	855,298,293	262,347,293	412,564,864	30.7

(2) 差押処分状況

平成24年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	26,160,598 円	19 人
不	動産(参加差押)	5,909,500	5
債	権等	440,684,489	701
合	計	472,754,587	725

平成25年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	37,565,207 円	24 人
不	動産(参加差押)	20,441,437	7
債	権等	514,797,607	697
合	計	572,804,251	728

平成26年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	40,977,968 円	37 人
不	動産(参加差押)	4,893,637	5
債	権等	418,026,734	712
合	計	463,898,339	754

平成27年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	32,553,474 円	35 人
不	動産(参加差押)	13,231,846	9
債	権等	261,969,053	536
合	計	307,754,373	580

平成28年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	21,361,713 円	26 人
不	動産(参加差押)	10,552,310	8
債	権等	232,482,053	679
合	計	264,396,076	713

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(3) 交付要求

	税額	納人
平成24年度	61,724,811 円	116 人
平成25年度	68,093,037 円	127 人
平成26年度	44,227,167 円	83 人
平成27年度	19,059,090 円	49 人
平成28年度	17,975,934 円	49 人

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(4)不納欠損処分及び執行停止状況

平成24年度

区	分	税額	件数	納人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	146,403,122 円	8,399 件	3,186 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	37,282,705	2,045	698
	地方税法第15条の7第5項の規定による	129,553,434	7,993	2,868
	地方税法第18条の規定による	16,908,951	1,245	481

平成25年度

区	分	税額	件数	納人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	144,497,020 円	8,377 件	3,242 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	36,985,471	2,126	804
	地方税法第15条の7第5項の規定による	89,486,739	5,309	1,852
	地方税法第18条の規定による	14,414,183	864	361

平成26年度

区	分	税額	件数	納人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	137,784,185 円	8,128 件	3,417 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	30,511,173	1,687	646
	地方税法第15条の7第5項の規定による	53,250,570	2,643	872
	地方税法第18条の規定による	13,136,344	881	361

平成27年度

区	分	税額	件数	納人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	161,468,596 円	9,289 件	3,584 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	14,582,006	1,101	467
	地方税法第15条の7第5項の規定による	15,369,433	878	317
	地方税法第18条の規定による	13,529,865	889	334

平成28年度

区	分	税額	件数	納人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	83,272,653 円	5,308 件	2,289 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	50,964,317	2,962	1,124
	地方税法第15条の7第5項の規定による	70,355,984	3,022	1,019
	地方税法第18条の規定による	8,127,833	533	213

(5) 督促状発行状況（現年課税分）

平成24年度

区 分	調定件数(A)	督 促 状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	100,230 件	24,699 通	24.6 %
市・都民税(特徴)	164,118	3,779	2.3
法人市民税	3,389	279	8.2
固定・都市計画税	183,242	18,836	10.3
軽自動車税	22,012	3,913	17.8
合 計	472,991	51,506	10.9

平成25年度

区 分	調定件数(A)	督 促 状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	99,609 件	24,357 通	24.5 %
市・都民税(特徴)	165,042	3,253	2.0
法人市民税	3,475	230	6.6
固定・都市計画税	184,714	16,572	9.0
軽自動車税	22,424	3,577	16.0
合 計	475,264	47,989	10.1

平成26年度

区 分	調定件数(A)	督 促 状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	97,718 件	23,729 通	24.3 %
市・都民税(特徴)	166,825	3,264	2.0
法人市民税	3,749	210	5.6
固定・都市計画税	185,605	17,478	9.4
軽自動車税	22,972	3,598	15.7
合 計	476,869	48,279	10.1

平成27年度

区 分	調定件数(A)	督 促 状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	91,602 件	22,018 通	24.0 %
市・都民税(特徴)	175,447	3,521	2.0
法人市民税	3,905	276	7.1
固定・都市計画税	186,580	17,096	9.2
軽自動車税	23,266	3,765	16.2
合 計	480,800	46,676	9.7

平成28年度

区 分	調定件数(A)	督 促 状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	89,618 件	20,156 通	22.5 %
市・都民税(特徴)	184,127	4,115	2.2
法人市民税	3,846	258	6.7
固定・都市計画税	188,066	17,031	9.1
軽自動車税	23,524	3,516	14.9
合 計	489,181	45,076	9.2

(6)納付催告書発行状況

平成24年度

月別 区分	納付催告書				計
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分	2,496 通	2,488 通	5,258 通	5,418 通	15,660 通
滞納繰越分	0	5,215	3,551	0	8,766
合計	2,496	7,703	8,809	5,418	24,426

平成25年度

月別 区分	納付催告書				計
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分	3,097 通	2,875 通	5,869 通	6,151 通	17,992 通
滞納繰越分	0	2,297	1,751	0	4,048
合計	3,097	5,172	7,620	6,151	22,040

平成26年度

月別 区分	納付催告書				計
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分	7,831 通	2,857 通	7,541 通	4,908 通	23,137 通
滞納繰越分	0	3,650	2,805	0	6,455
合計	7,831	6,507	10,346	4,908	29,592

平成27年度

月別 区分	納付催告書				計
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分	6,392 通	3,602 通	5,027 通	5,751 通	20,772 通
滞納繰越分	0	3,562	2,328	0	5,890
合計	6,392	7,164	7,355	5,751	26,662

平成28年度

月別 区分	納付催告書				計
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分	4,472 通	5,433 通	5,815 通	7,703 通	23,423 通
滞納繰越分	0	4,340	3,808	0	8,148
合計	4,472	9,773	9,623	7,703	31,571

※ 国民健康保険税を含む。

3. 庶務関係

(1) 納税証明発行状況

平成24年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	246	186	384	184	199	199
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
228	226	210	229	232	300	2,823

平成25年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	193	154	434	230	190	192
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
244	239	219	218	232	290	2,835

平成26年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	224	374	192	218	183	226
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
220	211	202	232	303	306	2,891

平成27年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	221	455	209	251	177	210
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
223	205	194	230	305	347	3,027

平成28年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	231	219	542	222	227	264
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
245	281	205	281	296	358	3,371

※ 国民健康保険税を含む。

(2) 市税過誤納還付状況

平成24年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	2,432件	138件	256件	53件	2,879件
歳出	237	123	21	9	390
合計	2,669	261	277	62	3,269

平成25年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	2,646件	180件	237件	68件	3,131件
歳出	221	156	3	12	392
合計	2,867	336	240	80	3,523

平成26年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	3,948件	197件	207件	67件	4,419件
歳出	1,084	138	24	4	1,250
合計	5,032	335	231	71	5,669

平成27年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	3,821件	195件	261件	85件	4,362件
歳出	888	138	43	23	1,092
合計	4,709	333	304	108	5,454

平成28年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	3,003件	198件	261件	72件	3,534件
歳出	1,157	163	56	16	1,392
合計	4,160	361	317	88	4,926

(3)市税口座振替利用状況

平成24年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,668,406,351 円	28,571 件	7,339 人
固定・都市計画税	3,745,856,400	91,086	23,173
軽自動車税	5,316,000	1,246	1,246
合 計	5,419,578,751	120,903	31,758

平成25年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,645,210,700 円	27,871 件	7,226 人
固定・都市計画税	3,806,461,200	91,438	23,125
軽自動車税	5,542,200	1,271	1,271
合 計	5,457,214,100	120,580	31,622

平成26年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,702,911,287 円	27,167 件	7,071 人
固定・都市計画税	3,988,592,100	93,901	24,084
軽自動車税	5,938,600	1,355	1,355
合 計	5,697,441,987	122,423	32,510

平成27年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,589,737,860 円	26,139 件	6,791 人
固定・都市計画税	4,274,875,300	93,704	23,639
軽自動車税	6,487,100	1,447	1,447
合 計	5,871,100,260	121,290	31,877

平成28年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,523,797,902 円	25,600 件	6,686 人
固定・都市計画税	4,414,983,500	94,528	23,911
軽自動車税	8,054,800	1,466	1,466
合 計	5,946,836,202	121,594	32,063

市 税 概 要
(平成 29 年度版)
平成 29 年 12 月発行

編集発行 東村山市市民部課税課・納税課
所在地 東村山市本町 1-2-3
電話 042-393-5111 (代表)